

平成 28 年 3 月

平成 27 年における
薬物・銃器情勢

確定値

警察庁刑事局組織犯罪対策部

薬物銃器対策課

- ※ 各薬物事犯における密輸入事犯や営利犯等の違反態様別の数値には、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）違反を適用した検挙件数・人員は含まない。
- ※ 平成 26 年 11 月 25 日、薬事法の名称が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下「医薬品医療機器法」という。）に変更された。
- ※ 本資料における「暴力団構成員等」とは、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。
- ※ 「神戸山口組」に係る数値については、その検挙日又は押収日が同組が結成された平成 27 年 8 月 27 日以降のものを計上している。

目 次

第 1 章 薬物情勢	1
第 1 薬物事犯の検挙状況	2
1 薬物事犯の検挙状況.....	2
2 薬物の押収状況.....	3
3 主な薬物事犯の傾向、特徴.....	3
(1) 覚醒剤事犯.....	3
ア 年齢層別の検挙状況.....	4
イ 再犯者率.....	5
ウ 違反態様別の検挙状況.....	5
エ 覚醒剤事犯の主な特徴.....	5
(2) 大麻事犯.....	6
ア 年齢層別の検挙状況.....	6
イ 初犯者率.....	7
ウ 違反態様別の検挙状況.....	7
エ 大麻事犯の主な特徴.....	7
【コラム】若年層による大麻と危険ドラッグの乱用状況に関する調査結果.....	9
第 2 薬物密輸入事犯の検挙状況	10
1 薬物密輸入事犯の検挙状況.....	10
2 密輸入事犯における薬物別の押収状況.....	11
3 薬物別密輸入事犯の傾向、特徴.....	11
(1) 覚醒剤密輸入事犯.....	11
ア 態様別の検挙状況.....	12
イ 仕出国・地域別の検挙状況.....	12
ウ 覚醒剤密輸入事犯の主な特徴.....	12
(2) 大麻密輸入事犯.....	13
ア 態様別の検挙状況.....	13
イ 仕出国・地域別の検挙状況.....	13
第 3 薬物犯罪組織の動向	13
1 薬物密売の概要.....	13
2 暴力団構成員等.....	14
(1) 暴力団構成員等の検挙状況.....	14
ア 覚醒剤事犯.....	14
イ 大麻事犯.....	14
(2) 違反態様別の検挙状況.....	15
ア 覚醒剤事犯.....	15
イ 大麻事犯.....	15
3 外国人の営利犯の検挙状況.....	15
(1) 覚醒剤事犯.....	15
(2) 大麻事犯.....	16

第4	外国人の国籍・地域別、薬物事犯別の検挙状況 ……………	16
1	国籍・地域別……………	16
2	覚醒剤事犯……………	16
3	大麻事犯……………	16
第5	危険ドラッグ事犯の検挙状況 ……………	18
1	危険ドラッグ事犯の検挙状況……………	18
2	危険ドラッグ乱用者の検挙状況……………	19
	(1) 年齢層別の検挙状況……………	19
	(2) 薬物経験別の検挙状況……………	19
	(3) 危険ドラッグの入手状況……………	19
	(4) 危険ドラッグの使用が原因と疑われる死亡事案の認知状況……………	20
3	危険ドラッグに係る密輸入事犯の検挙状況……………	20
	【コラム】危険ドラッグ事犯の認知状況……………	21
第6	参考資料 ……………	22
1	薬物事犯検挙状況の推移（平成8～27年）……………	22
2	覚醒剤押収量の推移（平成8～27年）……………	22
第7	薬物事犯の検挙事例 ……………	23
1	覚醒剤事犯……………	23
	(1) 覚醒剤密輸入事犯……………	23
	(2) 覚醒剤密売事犯……………	24
2	大麻事犯……………	25
	(1) 大麻密輸入事犯……………	25
	(2) 大麻所持事犯……………	25
	(3) 大麻栽培事犯……………	26
3	危険ドラッグ事犯……………	26
	(1) 危険ドラッグに係る密輸入事犯……………	26
	(2) 危険ドラッグに係る販売事犯……………	27

第2章 銃器情勢	29
第1 銃器犯罪情勢	29
1 銃器発砲事件の発生状況	29
(1) 銃器発砲事件の発生状況	29
(2) 銃種別の発生状況	30
2 銃器使用事件の認知状況	31
第2 銃器事犯取締状況	31
1 拳銃の押収状況	31
(1) 拳銃の押収状況	31
(2) 拳銃の真正・改造別、名称別の押収状況	32
(3) インターネット関連の拳銃押収状況	33
(4) 拳銃110番報奨制度による拳銃の押収状況	33
2 拳銃及び拳銃部品に係る銃砲刀剣類所持等取締法違反事件の検挙状況	34
3 密輸入事件の摘発状況	35
第3 参考資料	36
1 銃器発砲事件数の推移（平成8～27年）	36
2 拳銃押収丁数の推移（平成8～27年）	36
第4 銃器事犯の検挙事例	37
1 拳銃発砲事件	37
2 拳銃所持事件	37
3 拳銃密輸入事件	38

第1章 薬物情勢

平成27年における薬物情勢の特徴としては、以下のことが挙げられる。

- 1 薬物事犯の検挙人員は13,524人（前年比+403人、+3.1%）と、ほぼ前年並みであり、このうち、覚醒剤事犯の検挙人員は11,022人（前年比+64人、+0.6%）と、ほぼ前年並みの一方で、大麻事犯の検挙人員は2,101人（前年比+340人、+19.3%）と、平成22年以来5年振りに2,000人以上となった。

大麻事犯の検挙人員が増加した背景としては、20歳代及び20歳未満の人口10万人当たりの検挙人員がそれぞれ6.9人（前年比+1.9人）、2.0人（前年比+0.9人）と増加しており、若年層による大麻の乱用傾向が増大していることが挙げられる。

- 2 覚醒剤の密輸入押収量（粉末）は394.6kg（前年比-53.4kg、-11.9%）と、ほぼ前年並みである一方、覚醒剤密輸入事犯の検挙件数は73件（前年比-77件、-51.3%）と減少しており、特に、近年の主要な仕出地である中国来（21件、前年比-24件）、香港来（8件、前年比-19件）及びメキシコ来（6件、前年比-5件）のものや、主要な手口である「運び屋」によるもの（44件、前年比-77件）が減少した。

薬物犯罪組織による覚醒剤の密輸ルートの分散化や手口の一層の巧妙化が進み、覚醒剤の国内への安定した供給がうかがわれる。

- 3 危険ドラッグ事犯の検挙人員は1,196人（前年比+356人、+42.4%）と増加したものの、その過半数（668人、構成比率55.9%）は平成26年末までに認知したものである。

また、昨年7月には危険ドラッグ街頭店舗が全て閉鎖となったほか、危険ドラッグの使用が原因と疑われる死亡事案が大幅に減少するなど、その対策に一定の効果が上がっている。

他方で、危険ドラッグがインターネットを利用して密輸・密売されるなど流通ルートの潜在化がみられることから、その動向には、引き続き警戒が必要である。

上記のことから、末端乱用者の取締り・広報啓発を継続するとともに、薬物密輸・密売組織の上層部に迫る取締りを強化することとしている。また、危険ドラッグについては、税関等と連携した水際対策のほか、サイバーパトロール等によるインターネット販売対策を継続することとしている。

第1 薬物事犯の検挙状況

1 薬物事犯の検挙状況

薬物事犯（覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯、あへん事犯をいう。以下同じ。）の検挙人員は13,524人（前年比+403人、+3.1%）であり、このうち暴力団構成員等の検挙人員は6,383人（前年比-234人、-3.5%）と、依然として検挙人員の約半数（構成比率47.2%）を占めている。また、外国人の検挙人員は817人（前年比+39人、+5.0%）と、薬物事犯検挙人員の6.0%を占めている。

表1-1 薬物事犯別検挙件数及び検挙人員

区分		年別	平23	平24	平25	平26	平27
覚醒剤事犯	検挙件数		16,800	16,362	15,232	15,355	15,980
	検挙人員		11,852	11,577	10,909	10,958	11,022
	うち暴力団構成員等		6,553	6,373	6,096	6,024	5,712
	構成比率(%)		55.3	55.0	55.9	55.0	51.8
	うち外国人		710	617	588	595	591
	構成比率(%)		6.0	5.3	5.4	5.4	5.4
大麻事犯	検挙件数		2,287	2,220	2,086	2,362	2,771
	検挙人員		1,648	1,603	1,555	1,761	2,101
	うち暴力団構成員等		614	562	467	484	591
	構成比率(%)		37.3	35.1	30.0	27.5	28.1
	うち外国人		104	110	94	133	154
	構成比率(%)		6.3	6.9	6.0	7.6	7.3
麻薬及び向精神薬事犯	検挙件数		564	526	862	637	706
	うちMDMA等合成麻薬		191	162	216	129	109
	うちコカイン		177	148	97	144	230
	うちヘロイン		36	51	33	11	8
	うちその他		160	165	516	353	359
	検挙人員		256	280	478	378	398
	うち暴力団構成員等		75	77	150	108	80
	構成比率(%)		29.3	27.5	31.4	28.6	20.1
	うち外国人		61	56	64	49	71
	構成比率(%)		23.8	20.0	13.4	13.0	17.8
	うちMDMA等合成麻薬		77	81	105	62	45
	うち暴力団構成員等		28	27	32	21	11
	構成比率(%)		36.4	33.3	30.5	33.9	24.4
	うち外国人		8	10	9	6	6
	構成比率(%)		10.4	12.3	8.6	9.7	13.3
	うちコカイン		82	61	46	61	86
	うち暴力団構成員等		24	13	5	14	14
	構成比率(%)		29.3	21.3	10.9	23.0	16.3
	うち外国人		30	13	20	14	32
	構成比率(%)		36.6	21.3	43.5	23.0	37.2
	うちヘロイン		18	30	20	5	3
	うち暴力団構成員等		4	10	0	0	0
	構成比率(%)		22.2	33.3	0.0	0.0	0.0
うち外国人		13	26	19	1	3	
構成比率(%)		72.2	86.7	95.0	20.0	100.0	
うちその他		79	108	307	250	264	
うち暴力団構成員等		19	27	113	73	55	
構成比率(%)		24.1	25.0	36.8	29.2	20.8	
うち外国人		10	7	16	28	30	
構成比率(%)		12.7	6.5	5.2	11.2	11.4	
あへん事犯	検挙件数		16	8	11	24	6
	検挙人員		12	6	9	24	3
	うち暴力団構成員等		0	0	0	1	0
	構成比率(%)		0.0	0.0	0.0	4.2	0.0
	うち外国人		2	1	2	1	1
	構成比率(%)		16.7	16.7	22.2	4.2	33.3
合計	検挙件数		19,667	19,116	18,191	18,378	19,463
	検挙人員		13,768	13,466	12,951	13,121	13,524
	うち暴力団構成員等		7,242	7,012	6,713	6,617	6,383
	構成比率(%)		52.6	52.1	51.8	50.4	47.2
	うち外国人		877	784	748	778	817
	構成比率(%)		6.4	5.8	5.8	5.9	6.0

注1： 本表の数値には、各薬物に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員の数値を含む。

注2： 本表の薬物事犯は、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯、あへん事犯をいい、犯罪統計による。

覚醒剤事犯の検挙人員は、薬物事犯検挙人員の81.5%（前年比－2.0ポイント）を占め、その割合は平成22年以降6年連続で8割を超えている。一方、大麻事犯の検挙人員は、薬物事犯検挙人員の15.5%（前年比＋2.1ポイント）を占め、その割合は平成25年以降増加している。

表1-2 薬物事犯別検挙人員の構成比率(%)

区分	年別	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27
覚醒剤事犯		80.4	81.2	77.2	78.0	82.5	86.1	86.0	84.2	83.5	81.5
大麻事犯		15.8	15.4	19.3	19.5	15.3	12.0	11.9	12.0	13.4	15.5
その他		3.8	3.4	3.5	2.5	2.2	1.9	2.1	3.8	3.1	3.0

2 薬物の押収状況

薬物別で見ると、覚醒剤粉末が429.7kg（前年比－57.8kg、－11.9%）と、過去5年間（平成22年～26年）の平均押収量（462.4kg）は下回ったものの、平成25年以降3年連続で400kgを上回っている。また、乾燥大麻は101.0kg（前年比－64.0kg、－38.8%）、大麻樹脂は3.9kg（前年比－32.8kg、－89.4%）、大麻草は3,355本（前年比－1,840本、－35.4%）となっている。

表1-3 薬物種類別押収量(kg)

種類	年別	平23	平24	平25	平26	平27
覚醒剤		338.8	348.5	831.9	487.5	429.8
	うち粉末	338.8	348.5	831.9	487.5	429.7
	うち錠剤	(kg) 0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
		(錠) 39	223	178	51	741
乾燥大麻		134.2	301.8	161.5	165.0	101.0
大麻樹脂		28.0	41.7	1.1	36.7	3.9
大麻草	(本)	5,323	6,680	3,850	5,195	3,355
	(kg)	39.2	33.8	39.0	120.1	87.6
合成麻薬	(錠)	26,288	3,674	2,135	479	1,055
	うちMDMA (錠)	25,966	3,551	1,886	471	981
コカイン		28.7	6.6	119.6	2.2	18.5
ヘロイン		3.5	0.1	3.8	0.0	2.0
あへん		7.6	0.2	0.2	0.2	0.0

注1: 錠剤型覚醒剤の押収量は、1錠を0.168gで計算している。

注2: 大麻草の押収量(kg)は、本数で捉えられないものを表示している。

注3: 合成麻薬の押収量は、覚醒剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

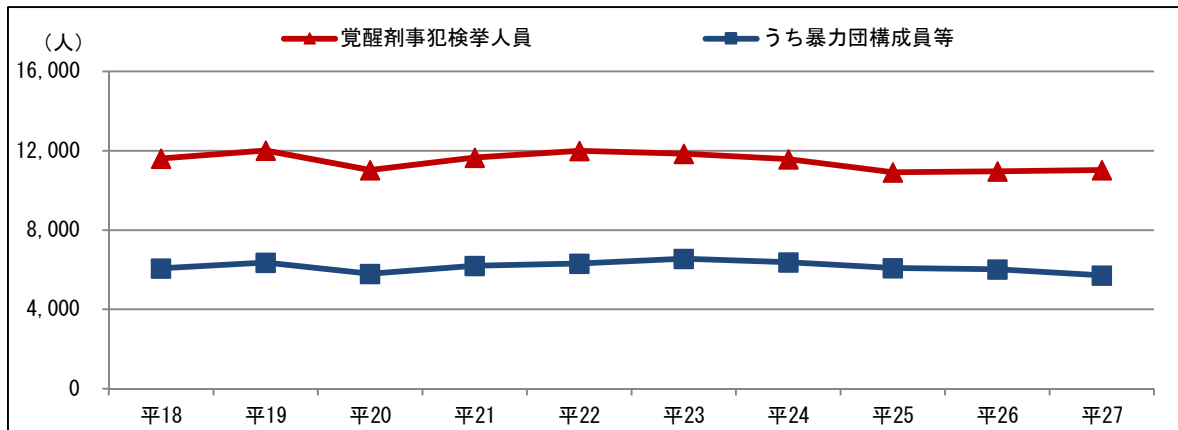
3 主な薬物事犯の傾向、特徴

(1) 覚醒剤事犯

覚醒剤事犯の検挙人員は11,022人（前年比＋64人、＋0.6%）と、戦後の第三次覚醒剤乱用期のピークである平成9年以降、長期的には減少傾向にあるが、依然として1万人を超えている。

また、覚醒剤事犯の検挙人員のうち、暴力団構成員等は5,712人（前年比－312人、－5.2%）と検挙人員の51.8%（前年比－3.2ポイント）、外国人は591人（前年比－4人、－0.7%）と検挙人員の5.4%（前年比±0ポイント）を占めている。

図表 1 - 1 覚醒剤事犯検挙人員の推移



区別	年別	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27
覚醒剤事犯検挙人員		11,606	12,009	11,025	11,655	11,993	11,852	11,577	10,909	10,958	11,022
うち暴力団構成員等		6,076	6,359	5,801	6,201	6,322	6,553	6,373	6,096	6,024	5,712
構成比率 (%)		52.4	53.0	52.6	53.2	52.7	55.3	55.0	55.9	55.0	51.8

ア 年齢層別の検挙状況

年齢層別で見ると、近年、人口 10 万人当たりの検挙人員が各年齢層においてそれぞれ横ばいで推移している。

平成 27 年の人口 10 万人当たりの検挙人員は、20 歳未満が 1.7 人（前年比+0.4 人）、20 歳代が 11.0 人（前年比+0.4 人）、30 歳代が 21.0 人（前年比+1.2 人）、40 歳代が 20.5 人（前年比±0 人）、50 歳以上が 4.9 人（前年比-0.3 人）であり、最も多い年齢層は 30 歳代、次いで 40 歳代となっている。

図 1-1 人口 10 万人当たりの覚醒剤事犯検挙人員の推移

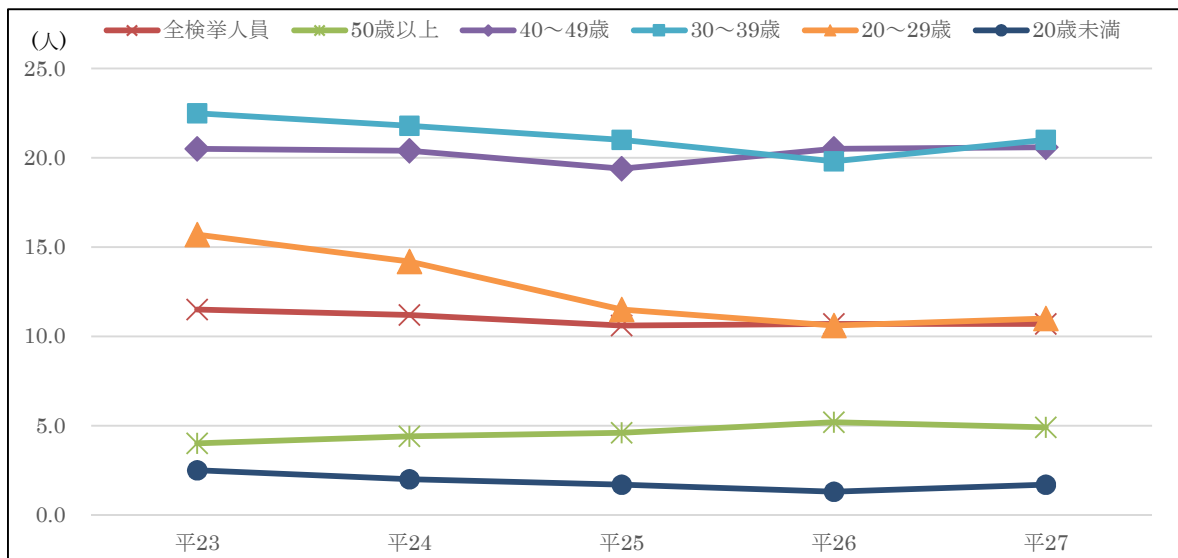


表1-4 覚醒剤事犯年齢別検挙人員

区分		年別					
		平23	平24	平25	平26	平27	
覚醒剤事犯	検挙人員	11,852	11,577	10,909	10,958	11,022	
	人口10万人当たりの検挙人員	11.5	11.2	10.6	10.7	10.7	
	年齢別	50歳以上	1,893	2,079	2,206	2,486	2,324
		人口10万人当たりの検挙人員	4.0	4.4	4.6	5.2	4.9
		構成比率(%)	16.0	18.0	20.2	22.7	21.1
	40～49歳	40～49歳	3,473	3,533	3,430	3,697	3,779
		人口10万人当たりの検挙人員	20.5	20.4	19.4	20.5	20.5
		構成比率(%)	29.3	30.5	31.4	33.7	34.3
	30～39歳	30～39歳	4,115	3,884	3,619	3,301	3,383
		人口10万人当たりの検挙人員	22.5	21.8	21.0	19.8	21.0
		構成比率(%)	34.7	33.5	33.2	30.1	30.7
	20～29歳	20～29歳	2,188	1,933	1,530	1,382	1,417
		人口10万人当たりの検挙人員	15.7	14.2	11.5	10.6	11.0
		構成比率(%)	18.5	16.7	14.0	12.6	12.9
	20歳未満	20歳未満	183	148	124	92	119
		人口10万人当たりの検挙人員	2.5	2.0	1.7	1.3	1.7
構成比率(%)		1.5	1.3	1.1	0.8	1.1	
	うち中学生	4	3	1	2	1	
	うち高校生	25	22	15	11	14	
大学生		21	18	22	11	18	

注1: 算出に用いた人口は、各前年の総務省統計資料「10月1日現在人口推計」又は「国勢調査結果」による。

注2: 20歳未満の人口10万人当たりの検挙人員は14歳から19歳までの人口を基に、50歳以上の人口10万人当たりの検挙人員は50歳から79歳までの人口を基にそれぞれ算出。

イ 再犯者率

覚醒剤事犯の再犯者率は、平成19年以降9年連続で増加しており、平成27年は64.8%（前年比+0.3ポイント）となっている。

表1-5 覚醒剤事犯の再犯者率

区分		年別					
		平23	平24	平25	平26	平27	
覚醒剤事犯	検挙人員	11,852	11,577	10,909	10,958	11,022	
	うち再犯者数	7,038	7,116	6,899	7,067	7,147	
	再犯者率(%)	59.4	61.5	63.2	64.5	64.8	
	年齢別	50歳以上	81.5	81.3	79.8	80.2	83.1
		40～49歳	70.4	70.0	69.7	71.2	72.2
		30～39歳	56.1	56.8	58.9	57.3	57.9
		20～29歳	32.9	37.6	39.0	39.2	36.0
		20歳未満	12.0	14.9	15.3	5.4	16.0

ウ 違反態様別の検挙状況

違反態様別で見ると、使用事犯が6,468人（前年比+290人、+4.7%）、所持事犯が3,465人（前年比-237人、-6.4%）、譲渡事犯が543人（前年比+19人、+3.6%）、譲受事犯が201人（前年比+9人、+4.7%）、密輸入事犯が96人（前年比-80人、-45.5%）となっており、使用事犯及び所持事犯で検挙人員の90.1%（前年比-0.1ポイント）を占めている。

エ 覚醒剤事犯の主な特徴

覚醒剤事犯の検挙人員は、薬物事犯検挙人員の約8割を占めており、依然として我が国の薬物対策における最重要課題となっている。

その主な特徴としては、暴力団構成員等が検挙人員の約半数を占めてい

ることが挙げられる。このほか、30歳代及び40歳代の人口10万人当たりの検挙人員がそれぞれ他の年齢層に比べて多いことや、再犯者率が他の薬物に比べて高いことから、強い依存性を有しており、一旦乱用が開始されてしまうと継続的な乱用に陥る傾向があることが挙げられる。

(2) 大麻事犯

大麻事犯の検挙人員は、過去10年（平成18年～27年）をみると、平成21年をピークに減少傾向にあったが、平成26年に増加に転じ、平成27年の大麻事犯の検挙人員は2,101人（前年比+340人、+19.3%）と、平成22年以来5年振りに2,000人以上となった。

また、大麻事犯の検挙人員のうち、暴力団構成員等は591人（前年比+107人、+22.1%）と検挙人員の28.1%（前年比+0.6ポイント）、外国人は154人（前年比+21人、+15.8%）と検挙人員の7.3%（前年比-0.3ポイント）を占めている。

ア 年齢層別の検挙状況

年齢層別でみると、近年、人口10万人当たりの検挙人員が40歳代及び50歳以上において横ばいで推移している一方、20歳未満、20歳代及び30歳代は増加傾向で推移している。

平成27年の人口10万人当たりの検挙人員は、20歳未満が2.0人（前年比+0.9人）、20歳代が6.9人（前年比+1.9人）、30歳代が4.3人（前年比+0.2人）、40歳代が1.4人（前年比±0人）、50歳以上が0.2人（前年比±0人）であり、最も多い年齢層は20歳代、次いで30歳代となっている。

図1-2 人口10万人当たり的大麻事犯検挙人員の推移

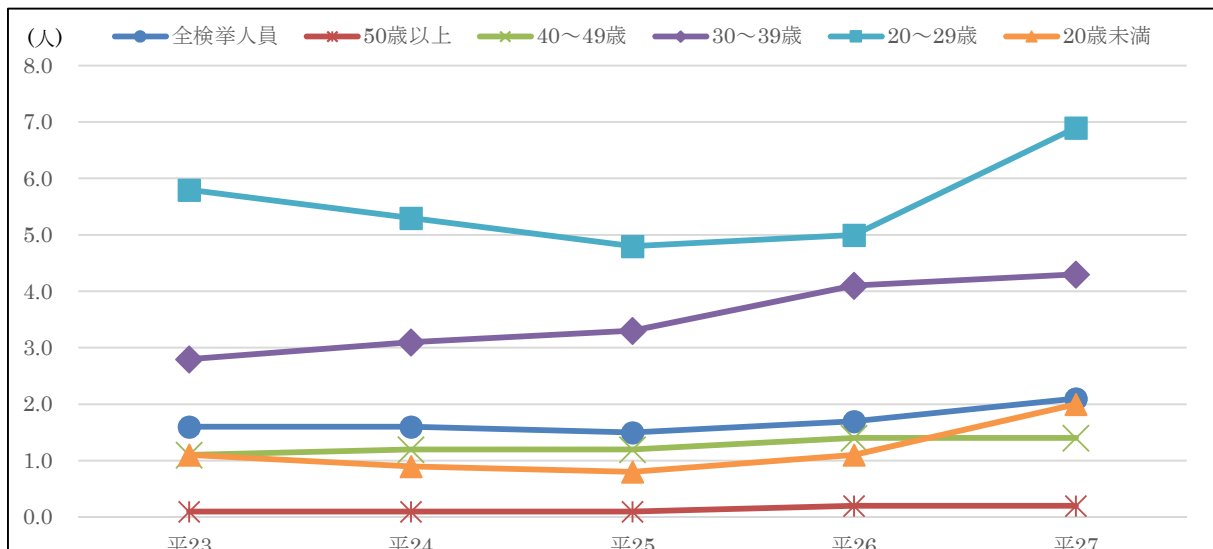


表1-6 大麻事犯年齢別検挙人員

年別		平23	平24	平25	平26	平27	
大麻事犯	検挙人員	1,648	1,603	1,555	1,761	2,101	
	人口10万人当たりの検挙人員	1.6	1.6	1.5	1.7	2.1	
	年齢別	50歳以上	67	71	67	88	104
		人口10万人当たりの検挙人員	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2
		構成比率(%)	4.1	4.4	4.3	5.0	5.0
	40～49歳	人口10万人当たりの検挙人員	1.1	1.2	1.2	1.4	1.4
		構成比率(%)	11.2	12.9	14.0	14.6	12.5
	30～39歳	人口10万人当たりの検挙人員	2.8	3.1	3.3	4.1	4.3
		構成比率(%)	30.9	33.9	36.9	38.5	33.3
	20～29歳	人口10万人当たりの検挙人員	5.8	5.3	4.8	5.0	6.9
		構成比率(%)	48.8	44.6	41.0	37.4	42.4
	20歳未満	人口10万人当たりの検挙人員	1.1	0.9	0.8	1.1	2.0
		構成比率(%)	4.9	4.1	3.8	4.5	6.9
		うち中学生	1	0	0	3	3
		うち高校生	14	18	10	18	24
	大学生		23	23	23	27	31

注1:算出に用いた人口は、各前年の総務省統計資料「10月1日現在人口推計」又は「国勢調査結果」による。
 注2:20歳未満の人口10万人当たりの検挙人員は14歳から19歳までの人口を基に、50歳以上の人口10万人当たりの検挙人員は50歳から79歳までの人口を基にそれぞれ算出。

イ 初犯者率

大麻事犯の初犯者率は、近年、減少傾向で推移しているものの、平成27年は76.8%（前年比-1.8ポイント）と、依然として高水準にある。

表1-7 大麻事犯の初犯者率

年別		平23	平24	平25	平26	平27	
大麻事犯	検挙人員	1,648	1,603	1,555	1,761	2,101	
	うち初犯者数	1,323	1,292	1,208	1,385	1,613	
	初犯者率(%)	80.3	80.6	77.7	78.6	76.8	
	年齢別	50歳以上	62.7	62.0	46.3	71.6	57.7
		40～49歳	74.1	71.0	71.1	69.3	66.5
		30～39歳	77.8	79.2	78.0	79.4	75.1
		20～29歳	83.6	85.0	81.5	81.0	80.9
20歳未満		91.4	93.9	93.2	91.3	91.7	

ウ 違反態様別の検挙状況

違反態様別でみると、所持事犯が1,679人（前年比+279人、+19.9%）、譲渡事犯が123人（前年比+19人、+18.3%）、譲受事犯が91人（前年比+41人、+82.0%）、密輸入事犯が59人（前年比+19人、+47.5%）、栽培事犯が107人（前年比-9人、-7.8%）となっており、所持事犯で検挙人員の79.9%（前年比+0.4ポイント）を占めている。

エ 大麻事犯の主な特徴

大麻事犯の検挙人員は、薬物事犯検挙人員の2割弱を占めており、その割合は覚醒剤事犯に次いで多くなっている。

その主な特徴としては、20歳代及び20歳未満の人口10万人当たりの検

挙人員がそれぞれ増加しており、30歳未満の若年層による乱用傾向が増大していることが挙げられる。また、初犯者率が依然として高水準にあることが挙げられる。

大麻栽培事犯の検挙状況は115件（前年比－15件、－11.5%）、107人（前年比－9人、－7.8%）と、それぞれ減少した。

表1-8 大麻栽培事犯検挙状況

年別 区分	平23	平24	平25	平26	平27
検挙件数	147	111	110	130	115
検挙人員	113	114	91	116	107

【コラム】若年層による大麻と危険ドラッグの乱用状況に関する調査結果

警察庁では、若年層による大麻と危険ドラッグの乱用状況等を的確に把握し、今後の対策に役立てるため、平成27年8月1日から同年10月31日までの間に大麻取締法違反で検挙された者のうち、犯行時の年齢が30歳未満で、その違反態様が単純所持、単純譲渡及び単純譲受のものを対象に調査を行い、都道府県警察から、当時の捜査書類等に基づき計273人（20歳未満51人、20歳代222人）分の回答を得た。

危険ドラッグの使用経験の有無については、「あり」が94人（構成比率34.4%）、「なし」が151人（構成比率55.3%）となっている。

危険ドラッグの使用経験がある者の現在の使用状況については、「現在は使用していない」が85人（構成比率90.4%）、「現在も使用している」が7人（構成比率7.4%）となっており、このうち現在は使用していない者の過去の使用状況については、「継続しての使用であったが、やめた」が47人（構成比率55.3%）、「継続しての使用ではなく、試したことがある程度」が38人（構成比率44.7%）となっている。

継続しての使用であったがやめた者のその理由については、「使用していて気分が悪くなった」、「危険ドラッグに対する規制が厳しくなった」、「使用すると命の危険があると分かった」、「危険ドラッグが入手しにくくなった」との回答が多くなっている。

図1-3 危険ドラッグの使用経験の有無（対象者273人）

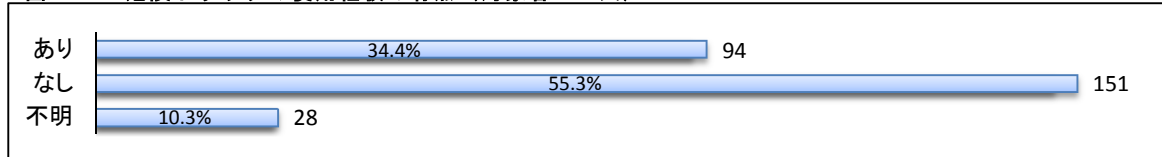


図1-4 現在の使用状況（図1-3で「あり」であった94人）

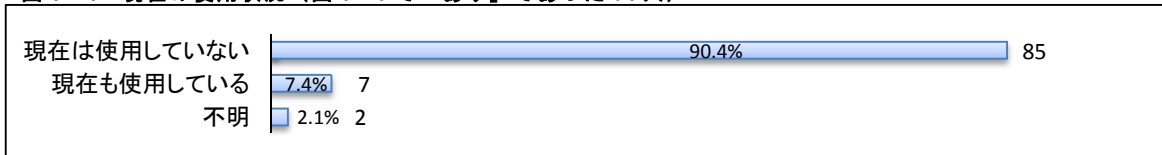


図1-5 過去の使用状況（図1-4で「現在は使用していない」であった85人）

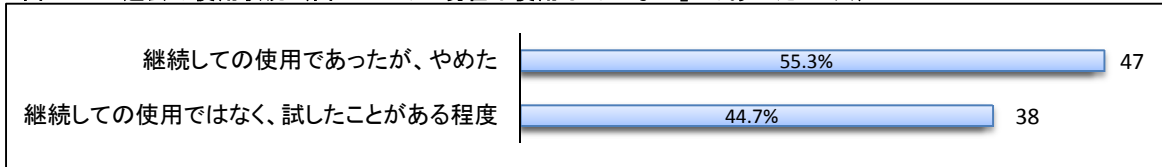
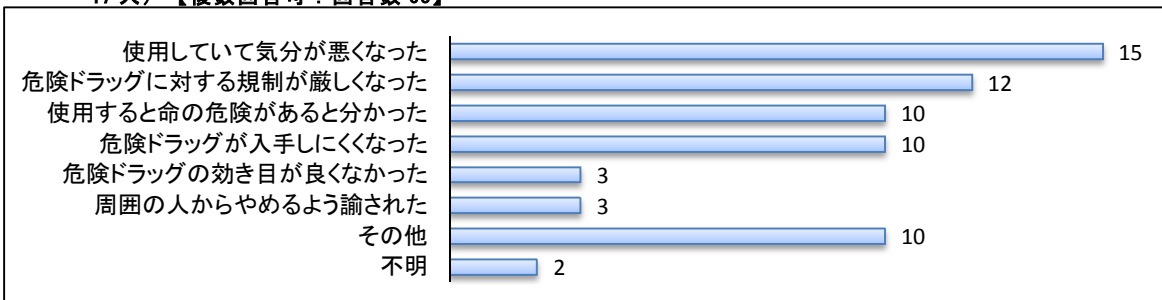


図1-6 危険ドラッグの使用をやめた理由（図1-5で「継続しての使用であったが、やめた」であった47人）【複数回答可：回答数65】



第2 薬物密輸入事犯の検挙状況

1 薬物密輸入事犯の検挙状況

薬物密輸入事犯の検挙状況は240件（前年比－5件、－2.0％）、249人（前年比－30人、－10.8％）となっており、薬物別でみると、覚醒剤事犯が73件（前年比－77件、－51.3％）、96人（前年比－80人、－45.5％）、大麻事犯が65件（前年比＋25件、＋62.5％）、59人（前年比＋19人、＋47.5％）と、覚醒剤事犯が大幅に減少した一方、大麻事犯が増加した。

表1-9 薬物事犯別密輸入検挙件数及び検挙人員

区分		年別				
		平23	平24	平25	平26	平27
覚醒剤事犯	検挙件数	185	120	119	150	73
	検挙人員	216	170	160	176	96
	うち暴力団構成員等	39	20	30	25	19
	構成比率(%)	18.1	11.8	18.8	14.2	19.8
	うち外国人	151	118	119	135	72
	構成比率(%)	69.9	69.4	74.4	76.7	75.0
大麻事犯	検挙件数	29	48	42	40	65
	検挙人員	30	67	43	40	59
	うち暴力団構成員等	5	7	5	4	2
	構成比率(%)	16.7	10.4	11.6	10.0	3.4
	うち外国人	12	23	8	23	21
	構成比率(%)	40.0	34.3	18.6	57.5	35.6
麻薬及び 向精神薬事犯	検挙件数	23	23	59	55	102
	うちMDMA等合成麻薬	5	4	14	8	16
	うちコカイン	6	5	7	9	6
	うちヘロイン	2	4	3	1	2
	うちその他	10	10	35	37	78
	検挙人員	20	24	48	63	94
	うち暴力団構成員等	3	0	1	9	21
	構成比率(%)	15.0	0.0	2.1	14.3	22.3
	うち外国人	14	15	19	30	26
	構成比率(%)	70.0	62.5	39.6	47.6	27.7
	うちMDMA等合成麻薬	5	4	8	10	13
	うち暴力団構成員等	3	0	0	3	6
	構成比率(%)	60.0	0.0	0.0	30.0	46.2
	うち外国人	2	1	3	3	3
	構成比率(%)	40.0	25.0	37.5	30.0	23.1
	うちコカイン	5	7	7	10	6
	うち暴力団構成員等	0	0	0	2	2
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	20.0	33.3
	うち外国人	4	5	6	6	3
	構成比率(%)	80.0	71.4	85.7	60.0	50.0
	うちヘロイン	2	4	3	2	0
	うち暴力団構成員等	0	0	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち外国人	2	4	3	0	0
	構成比率(%)	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
	うちその他	8	9	30	41	75
	うち暴力団構成員等	0	0	1	4	13
構成比率(%)	0.0	0.0	3.3	9.8	17.3	
うち外国人	6	5	7	21	20	
構成比率(%)	75.0	55.6	23.3	51.2	26.7	
あへん事犯	検挙件数	1	1	1	0	0
	検挙人員	1	1	1	0	0
	うち暴力団構成員等	0	0	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち外国人	1	1	1	0	0
	構成比率(%)	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	検挙件数	238	192	221	245	240
	検挙人員	267	262	252	279	249
	うち暴力団構成員等	47	27	36	38	42
	構成比率(%)	17.6	10.3	14.3	13.6	16.9
	うち外国人	178	157	147	188	119
	構成比率(%)	66.7	59.9	58.3	67.4	47.8

注1：本表の数値には、各薬物に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員は含まない。

注2：本表の薬物密輸入事犯は、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯、あへん事犯をいい、犯罪統計による。

2 密輸入事犯における薬物別の押収状況

密輸入事犯における薬物別の押収状況は、覚醒剤粉末が 394.6kg（前年比－53.4kg、－11.9%）と、平成 23 年以降 5 年連続で 300 kg を上回った。また、乾燥大麻は 16.0kg（前年比－12.0kg、－42.9%）、大麻樹脂は 2.7kg（前年比－33.7kg、－92.6%）となっている。

表 1-10 薬物種類別密輸入押収量(kg)

種類	年別	平 23	平 24	平 25	平 26	平 27
覚醒剤		310.7	332.2	816.1	448.0	394.7
	うち粉末	310.7	332.2	816.1	448.0	394.6
	うち錠剤	(kg)	0.0	0.0	0.0	0.1
		(錠)	0	143	49	5
乾燥大麻		8.0	120.6	13.7	28.0	16.0
大麻樹脂		18.2	25.4	0.5	36.4	2.7
合成麻薬	(錠)	24,590	133	12	28	5
	うちMDMA (錠)	24,590	133	12	28	3
コカイン		27.6	5.6	118.6	1.9	18.0
ヘロイン		3.4	0.0	3.7	0.0	2.0
あへん		7.5	0.1	0.1	0.0	0.0

注1：錠剤型覚醒剤の押収量は、1錠を0.168gで計算している。

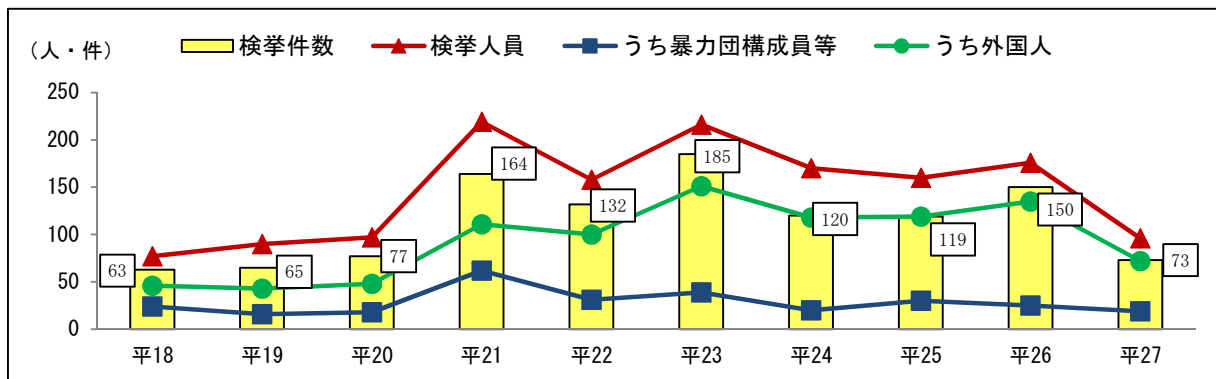
注2：合成麻薬の押収量は、覚醒剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

3 薬物別密輸入事犯の傾向、特徴

(1) 覚醒剤密輸入事犯

覚醒剤密輸入事犯の検挙状況は、近年、検挙件数、人員とも増減を繰り返しながらも高水準で推移してきたが、平成 27 年は 73 件（前年比－77 件、－51.3%）、96 人（前年比－80 人、－45.5%）と、平成 20 年以來 7 年振りに 100 件、100 人を下回った。検挙人員のうち、暴力団構成員等は 19 人（前年比－6 人、－24.0%）、外国人は 72 人（前年比－63 人、－46.7%）となっている。また、国籍別でみると、日本が 24 人（前年比－17 人）と最も多く、次いでナイジェリアが 13 人（前年比＋9 人）となっている。

図表 1-2 覚醒剤密輸入事犯検挙状況の推移



区分	年別	平 18	平 19	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24	平 25	平 26	平 27
検挙件数		63	65	77	164	132	185	120	119	150	73
検挙人員		77	90	97	219	158	216	170	160	176	96
うち暴力団構成員等		24	16	18	62	31	39	20	30	25	19
うち外国人		46	43	48	111	100	151	118	119	135	72

ア 態様別の検挙状況

態様別でみると、航空機利用の携帯密輸、いわゆる「運び屋」による密輸入事犯の検挙件数は44件（前年比－77件、－63.6%）と減少したものの、密輸入全体の60.3%（前年比－20.4ポイント）を占めており、引き続き、主要な密輸手口となっている。その手口は、携帯品への隠匿やスーツケース等の二重工作、着衣や下着の利用、体内への隠匿等により数百グラムから十数キログラムを密輸するものがある。

このほか、国際宅配便が17件（前年比＋1件）、郵便物が5件（前年比－3件）、事業用貨物が4件（前年比±0件）となっている。

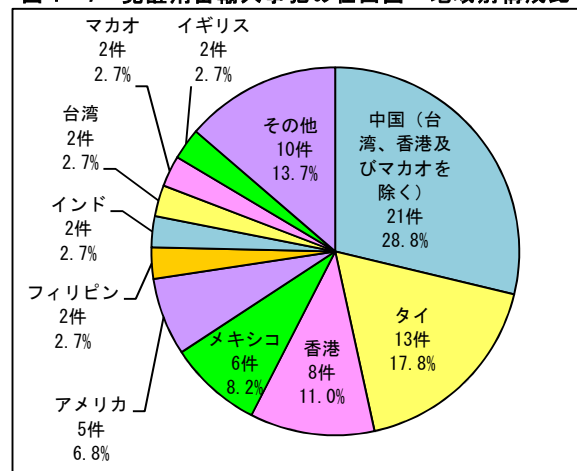
イ 仕出国・地域別の検挙状況

仕出国・地域別でみると、中国（台湾、香港及びマカオを除く。以下同じ。）が21件（前年比－24件、構成比率28.8%）と最も多く、次いでタイが13件（前年比－6件、構成比率17.8%）、以下、香港が8件（前年比－19件、構成比率11.0%）、メキシコが6件（前年比－5件、構成比率8.2%）、アメリカが5件（前年比＋3件、構成比率6.8%）となっている。

平成27年の特徴としては、近年の主要な仕出国・地域である中国、香港及びメキシコが減少したことが挙げられる。また、中国、タイ及び香港等のアジアで全体の57.5%を占めていることが挙げられる。

なお、平成27年の仕出国・地域は20か国・地域（前年比－8か国・地域）に及んでいる。

図1-7 覚醒剤密輸入事犯の仕出国・地域別構成比率



ウ 覚醒剤密輸入事犯の主な特徴

平成27年の覚醒剤密輸入事犯の検挙件数は、中国、香港及びメキシコを仕出地とする密輸入事犯や、いわゆる「運び屋」による密輸入事犯の検挙件数が減少したことを受け、全体として大幅に減少した。警察等による水際の摘発を受け、薬物犯罪組織が警戒を強め、密輸ルートの分散化や手口の一層の巧妙化を進めていることがうかがわれる。密輸入押収量がほぼ前年並みの高水準となっていることや、覚醒剤の末端価格が長期的に低下傾向にあることから、覚醒剤の国内への安定した供給がうかがわれ、引き続き警戒が必要である。

(2) 大麻密輸入事犯

大麻密輸入事犯の検挙状況は 65 件（前年比+25 件、+62.5%）、59 人（前年比+19 人、+47.5%）と増加した。

ア 態様別の検挙状況

態様別でみると、主なものは、航空機利用による携帯密輸が 16 件（前年比+7 件）、国際宅配便が 27 件（前年比+14 件）、郵便物が 19 件（前年比+4 件）となっている。覚醒剤事犯と比べると、国際宅配便利用や郵便物を利用したものの割合が高くなっている。

イ 仕出国・地域別の検挙状況

仕出国・地域別でみると、アメリカが 36 件（前年比+18 件）と、平成 20 年以降 8 年連続で最も多く、次いでカナダが 5 件（前年比+3 件）となっている。

第 3 薬物犯罪組織の動向

1 薬物密売の概要

薬物事犯における密売関連事犯（営利犯のうち所持、譲渡及び譲受をいう。以下同じ。）の検挙人員は 542 人（前年比+37 人、+7.3%）であり、このうち、暴力団構成員等は 358 人（構成比率 66.1%）、外国人は 39 人（構成比率 7.2%）となっている。

覚醒剤の密売関連事犯による検挙人員は 445 人（前年比+32 人、+7.7%）であり、このうち暴力団構成員等は 318 人（構成比率 71.5%）と、平成 21 年以降 7 年連続で 300 人を超えており、依然として、覚醒剤の密売関連事犯に暴力団が深く関与している状況が続いている。また、外国人は 34 人（構成比率 7.6%）となっている。

大麻の密売関連事犯の検挙人員は 67 人（前年比+4 人、+6.3%）であり、このうち暴力団構成員等が 29 人（構成比率 43.3%）と、その割合は覚醒剤事犯に比べ低くなっている。また、外国人は 4 人（構成比率 6.0%）となっている。

表1-11 覚醒剤の密売関連事犯検挙人員の推移

区分	年別	平23	平24	平25	平26	平27
密売関連事犯		464	436	417	413	445
	うち暴力団構成員等	313	303	301	303	318
	構成比率(%)	67.5	69.5	72.2	73.4	71.5
	うち外国人	64	40	36	30	34
	構成比率(%)	13.8	9.2	8.6	7.3	7.6
	うちイラン	38	13	18	14	10
	うちインドネシア	1	0	0	0	0
	うち韓国・朝鮮	11	5	7	8	13
	うちシンガポール	0	1	0	0	0
	うちタイ	1	3	2	1	1
	うち台湾	1	0	0	0	1
	うち中国(台湾及び香港等を除く)	1	1	3	0	1
	うち香港等	0	0	2	0	0
	うちフィリピン	0	1	0	0	3
	うちブラジル	1	8	2	2	2
	うちオランダ	1	0	0	0	0
	うちその他	9	8	2	5	3

注1: 本表の数値には、各薬物に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員は含まない。

注2: 香港等は香港及びマカオをいう。

2 暴力団構成員等

暴力団構成員等に係る全刑法犯及び特別法犯検挙人員は 21,643 人であり、このうち、薬物事犯検挙人員は 6,383 人（構成比率 29.5%）、覚醒剤事犯検挙人員は 5,712 人（構成比率 26.4%）と、暴力団による不法行為に占める薬物事犯の割合は高くなっている。

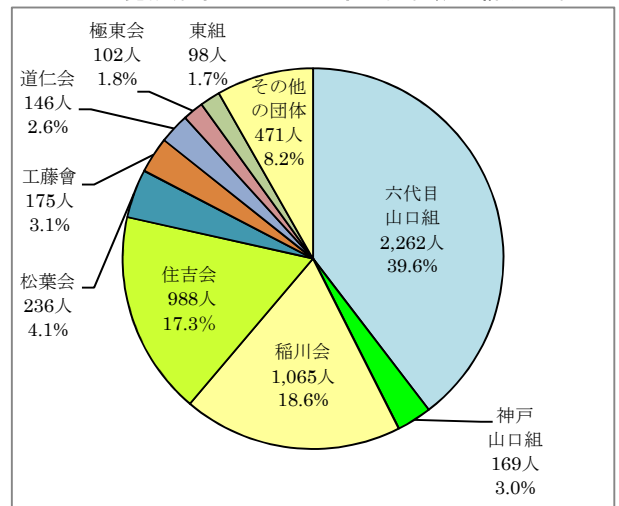
(1) 暴力団構成員等の検挙状況

ア 覚醒剤事犯

暴力団組織別検挙人員をみると、六代目山口組、平成 27 年 8 月末に結成された神戸山口組、稲川会及び住吉会の構成員等は 4,484 人と、覚醒剤事犯に係る暴力団構成員等検挙人員全体の 78.5% を占めている。

また、六代目山口組系組織のうち弘道会系組織の構成員等は 333 人（前年比 -48 人、-12.6%）と、六代目山口組系組織の構成員等全体の 14.7%（前年比 +0.7 ポイント）を占めている。

図1-8 覚醒剤事犯における暴力団組織別構成比率

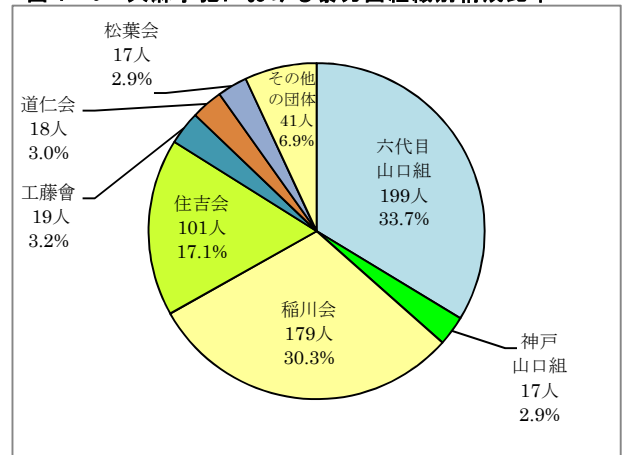


イ 大麻事犯

暴力団組織別検挙人員をみると、六代目山口組、神戸山口組、稲川会及び住吉会の構成員等は 496 人と、大麻事犯に係る暴力団構成員等検挙人員全体の 83.9% を占めている。

また、六代目山口組系組織のうち弘道会系組織の構成員等は30人（前年比－7人、－18.9%）と、六代目山口組系組織の構成員等全体の15.1%（前年比－4.9ポイント）を占めている。

図1-9 大麻事犯における暴力団組織別構成比率



(2) 違反態様別の検挙状況

ア 覚醒剤事犯

覚醒剤事犯に係る暴力団構成員等の違反態様別検挙人員をみると、使用事犯が3,349人（前年比－64人、－1.9%）、所持事犯が1,834人（前年比－287人、－13.5%）、譲渡事犯が340人（前年比＋13人、＋4.0%）、譲受事犯が70人（前年比－8人、－10.3%）、密輸入事犯が19人（前年比－6人、－24.0%）となっている。

これらのうち、営利犯の検挙人員は334人（前年比＋5人、＋1.5%）と、全営利犯検挙人員（520人）の64.2%（前年比＋7.5ポイント）を占めており、覚醒剤の密輸・密売に暴力団が深く関与している状況が続いている。

イ 大麻事犯

大麻事犯に係る暴力団構成員等の営利犯の検挙人員は43人（前年比＋10人、＋30.3%）と、全営利犯検挙人員（124人）の34.7%（前年比＋4.1ポイント）を占めており、大麻の密売等にも暴力団が関与している状況が続いている。

3 外国人の営利犯の検挙状況

(1) 覚醒剤事犯

覚醒剤事犯に係る外国人による営利犯の検挙人員は89人（前年比－70人、－44.0%）と、全営利犯検挙人員（520人）の17.1%（前年比－10.3ポイント）を占めており、このうち密輸入事犯は55人（構成比率61.8%、前年比－19.3ポイント）となっている。

国籍・地域別でみると、韓国・朝鮮が17人（前年比＋3人）と最も多く、このうち、密売関連事犯が13人、密輸入が4人となっている。次いでナイジ

エリアが12人（前年比+8人）でそのすべてが密輸入、イランが10人（前年比-5人）でそのすべてが密売関連事犯となっており、以下、タイが9人、台湾が7人、メキシコが6人、フィリピンが4人となっている。

このように、近年、覚醒剤の密輸・密売には様々な国籍の者が関与しており、特に、密輸にはナイジェリア人が、密売にはイラン人が深く関与している状況が続いている。

(2) 大麻事犯

大麻事犯に係る外国人による営利犯の検挙人員は17人（前年比-9人、-34.6%）と、全営利犯検挙人員（124人）の13.7%（前年比-10.4ポイント）を占めている。

国籍・地域別でみると、ベトナムが9人（前年比-5人）と最も多く、このうち、栽培が8人、譲渡が1人となっている。次いでアメリカが5人（前年比+5人）で、このうち、密輸入が4人、譲渡が1人となっている。

第4 外国人の国籍・地域別、薬物事犯別の検挙状況

1 国籍・地域別

国籍・地域別でみると、韓国・朝鮮が220人（前年比-2人）と最も多く、次いでフィリピンが133人（前年比+41人）、以下、ブラジルが89人、アメリカが79人、タイが43人、中国が32人、ベトナムが27人、イランが24人、台湾が20人、ペルーが20人、ナイジェリアが18人となっている。

2 覚醒剤事犯

覚醒剤事犯では、韓国・朝鮮が187人（前年比-13人）と最も多く、次いでフィリピンが128人（前年比+40人）、以下、ブラジルが68人、タイが41人、中国が24人、イランが21人、アメリカが15人、ナイジェリアが14人、ベトナムが13人、台湾が12人となっている。

3 大麻事犯

大麻事犯では、アメリカが34人（前年比+4人）と最も多く、次いで韓国・朝鮮が23人（前年比+2人）、以下、ブラジルが21人、ベトナムが11人となっている。

表1-12 外国人による薬物事犯別、国籍・地域別検挙人員

	総数		覚醒剤事犯		大麻事犯		麻薬及び向精神薬事犯								あへん事犯	
	平26	平27	平26	平27	平26	平27	MDMA等		コカイン		ヘロイン		平26	平27		
							平26	平27	平26	平27	平26	平27				
計	778	817	595	591	133	154	49	71	6	6	14	32	1	3	1	1
イラン	31	24	26	21	4	3									1	
トルコ	2	3	1	3	1											
インドネシア	2	3	1	3			1									
韓国・朝鮮	222	220	200	187	21	23	1	10			5					
シンガポール	1	2	1	1				1								
タイ	56	43	54	41		2	2			1						
台湾	16	20	13	12			3	8								
中国(台湾・香港等を除く)	34	32	27	24	5	3	2	5								
ネパール	3	1		1	3											
フィリピン	92	133	88	128	4	3		1								1
ベトナム	22	27	7	13	14	11	1	3					1	3		
香港等	7	3	6	3			1			1						
マレーシア	4	2	4	2												
ラオス	0	2		2												
アメリカ	69	79	16	15	30	34	23	30	6	5	3	17				
カナダ	6	3	3	1	3	2										
コロンビア	6	2	5		1	2										
ブラジル	68	89	56	68	10	21	2									
ペルー	12	20	6	9	4	9	2	2			2	2				
ボリビア	6	1	4	1	1		1				1					
メキシコ	8	6	7	6			1				1					
イギリス	12	6	9	3	1	1	2	2			2	1				
イタリア	2	1	2			1										
オランダ	3	2	2		1	2										
スペイン	4	1	2		2	1										
スロバキア	3	0	3													
チェコ	4	0	4													
ドイツ	7	5	3	2	4	2		1				1				
フランス	6	9	3	1	3	6		2		1						
ベルギー	1	0	1													
ポルトガル	5	0	3		2											
リトアニア	1	0	1													
ルーマニア	2	1	2	1												
ロシア	8	5	5	3	2	2	1				1					
ウガンダ	2	1	2	1												
ガーナ	1	2		1	1	1										
タンザニア	1	0	1													
ナイジェリア	9	18	7	14	2	4										
南アフリカ	3	2	1	1		1	2									
オーストラリア	5	7	1	3	2	2	2	2			1	2				
ニュージーランド	2	1	2	1												
その他	30	41	16	19	12	18	2	4	0	0	1	4	0	0	0	0

注：香港等は香港及びマカオをいう。

第5 危険ドラッグ事犯の検挙状況

1 危険ドラッグ事犯の検挙状況

危険ドラッグ※事犯の検挙状況は1,100事件(前年比+394事件、+55.8%)、1,196人(前年比+356人、+42.4%)と増加した。

適用法令別でみると、指定薬物に係る医薬品医療機器法違反は895事件(前年比+494事件、+123.2%)、960人(前年比+468人、+95.1%)であり、このうち平成26年4月1日施行の指定薬物の単純所持・使用罪等は671事件(構成比率75.0%)、695人(構成比率72.4%)となっている。このほか、麻薬及び向精神薬取締法違反は133事件(前年比+53事件、+66.3%)、148人(前年比+50人、+51.0%)、交通関係法令違反は36事件(前年比-121事件、-77.1%)、36人(前年比-124人、-77.5%)となっている。

また、危険ドラッグ事犯のうち、暴力団構成員等に係る事犯は161事件、175人、外国人に係る事犯は37事件、37人、少年に係る事犯は29事件、30人となっている。

※危険ドラッグとは、規制薬物(覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びけしがらるをいう。以下同じ。)又は指定薬物(医薬品医療機器法第2条第15項に規定する指定薬物をいう。以下同じ。)に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標ぼうしながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。

表1-13 危険ドラッグに係る適用法令別検挙状況

区分	年別		平23		平24		平25		平26		平27	
	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員
指定薬物に係る医薬品医療機器法違反												
うち乱用者による単純所持・使用等	5	6	34	57	21	37	401	492	895	960	312	695
麻向法違反	0	0	17	26	57	89	80	98	133	148		
交通関係法令違反	0	0	19	19	38	40	157	160	36	36		
その他法令違反	0	0	6	10	9	10	68	90	36	52		
合計	5	6	76	112	125	176	706	840	1100	1196		

注1: 危険ドラッグの検挙事件数・人員は、実務統計(警察庁において調査等により集計する数値)による。

注2: 同一被疑者で関連する余罪を検挙した場合でも、一つの事件として計上。

注3: 複数の罪で検挙されている場合、主たる罪・人員として計上。

注4: 指定薬物に係る医薬品医療機器法違反は、危険ドラッグから指定薬物が検出された場合の検挙をいう。

注5: 麻向法(麻薬及び向精神薬取締法)違反は、危険ドラッグから麻薬が検出された場合の検挙をいう。

注6: 交通関係法令違反は、刑法(危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷)、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反(危険運転致死傷、過失運転致死傷)、道路交通法違反をいう。

注7: 適用法令(罪名)は、検挙時点を基準として計上(交通関係法令違反の中には、送致時等の罪名変更のものあり)。

注8: 乱用者による単純所持・使用等とは、平成26年4月1日から規制が新設された指定薬物の単純所持、使用、購入、譲受けによる違反態様のうち、販売目的等により検挙された供給者側を除くものをいう。

注9: 交通関係法令違反及びその他法令違反には、規制薬物及び指定薬物が検出されなかった事件を含む。

注10: 平成26年から指定薬物以外の医薬品医療機器法違反は、その他法令違反に計上。

2 危険ドラッグ乱用者の検挙状況

危険ドラッグ事犯のうち、危険ドラッグ乱用者※の検挙人員は 966 人（構成比率 80.8%）となっている。

※危険ドラッグ乱用者とは、危険ドラッグ事犯検挙人員のうち、危険ドラッグを販売するなどにより検挙された供給者側の検挙を除いたものをいう。

(1) 年齢層別の検挙状況

年齢層別で見ると、20 歳未満が 28 人（前年比+2 人、+7.7%）、20 歳代が 297 人（前年比+61 人、+25.8%）、30 歳代が 330 人（前年比+126 人、+61.8%）、40 歳代が 236 人（前年比+115 人、+95.0%）、50 歳以上が 75 人（前年比+31 人、+70.5%）となっており、最も多い年齢層は 30 歳代、次いで 20 歳代となっている。

表1-14 危険ドラッグ乱用者年齢別検挙人員

区分		年別		平26	平27
		検挙人員			
危険ドラッグ乱用者	検挙人員			631	966
	年齢別	50歳以上		44	75
		構成比率(%)		7.0	7.8
		40～49歳		121	236
		構成比率(%)		19.2	24.4
		30～39歳		204	330
		構成比率(%)		32.3	34.2
		20～29歳		236	297
		構成比率(%)		37.4	30.7
	20歳未満		26	28	
	構成比率(%)		4.1	2.9	

(2) 薬物経験別の検挙状況

薬物経験別で見ると、薬物犯罪の初犯者が 724 人（構成比率 74.9%、前年比-4.3 ポイント）、薬物犯罪の再犯者が 242 人（構成比率 25.1%、前年比+4.3 ポイント）となっている。

(3) 危険ドラッグの入手状況

入手先別で見ると、インターネットが 336 人（構成比率 34.8%）と最も多く、次いで街頭店舗が 265 人（構成比率 27.4%）となっている。平成 27 年 1 月以降に認知したものの入手先に限ると、インターネットが 206 人（構成比率 44.3%）と最も多くなっており、危険ドラッグの流通ルートの潜在化がみられる。

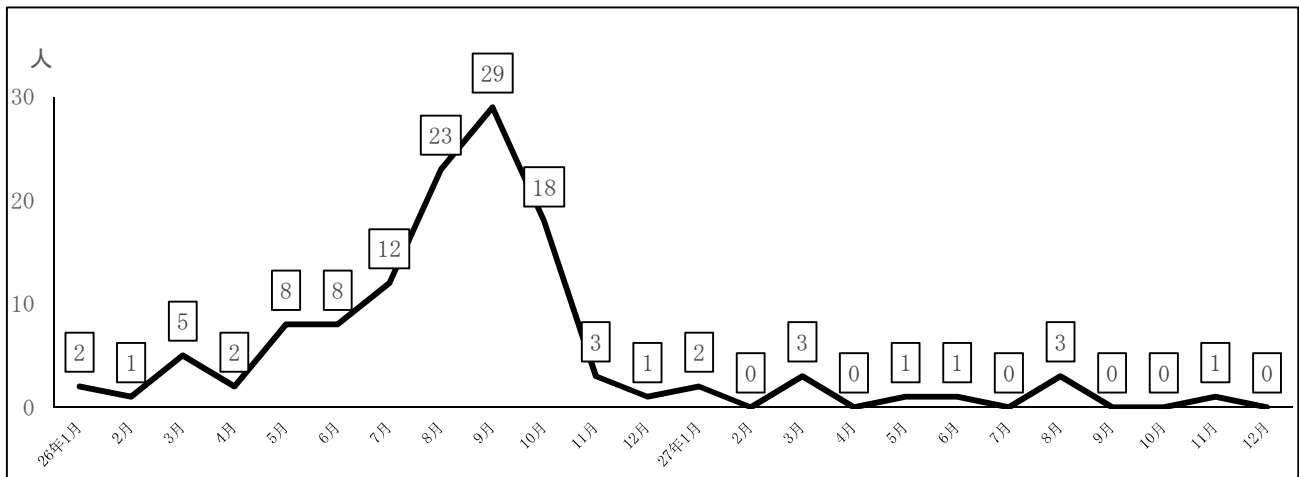
表1-15 危険ドラッグ乱用者入手先別検挙人員

区分		年別		平27		
		平26	平27	うち平成26年12月末までに認知	うち平成27年1月以降に認知	
危険ドラッグ乱用者	検挙人員	631	966	501	465	
	入手先別	街頭店舗	366	265	210	55
		構成比率(%)	58.0	27.4	41.9	11.8
	インターネット	124	336	130	206	
		構成比率(%)	19.7	34.8	25.9	44.3
	友人・知人	43	110	42	68	
		構成比率(%)	6.8	11.4	8.4	14.6
	密売人	36	109	46	63	
		構成比率(%)	5.7	11.3	9.2	13.5
その他・不明	62	146	73	73		
	構成比率(%)	9.8	15.1	14.6	15.7	

(4) 危険ドラッグの使用が原因と疑われる死亡事案の認知状況

危険ドラッグの使用が原因と疑われる死者数は11人（前年比－101人、－90.2%）と大幅に減少した。

図1-10 危険ドラッグの使用が原因と疑われる死者数の推移



注1：平成27年12月末現在で警察庁に報告があったものを計上。
 注2：発生日ではなく、認知日を基準として計上。

3 危険ドラッグに係る密輸入事犯の検挙状況

危険ドラッグに係る密輸入事犯の検挙状況は142事件（前年比＋131事件）、151人（前年比＋134人）と増加した。

仕出国・地域別で見ると、中国が98事件（前年比＋95事件）と最も多く、次いでイギリスが18事件（前年比＋15事件）となっている。

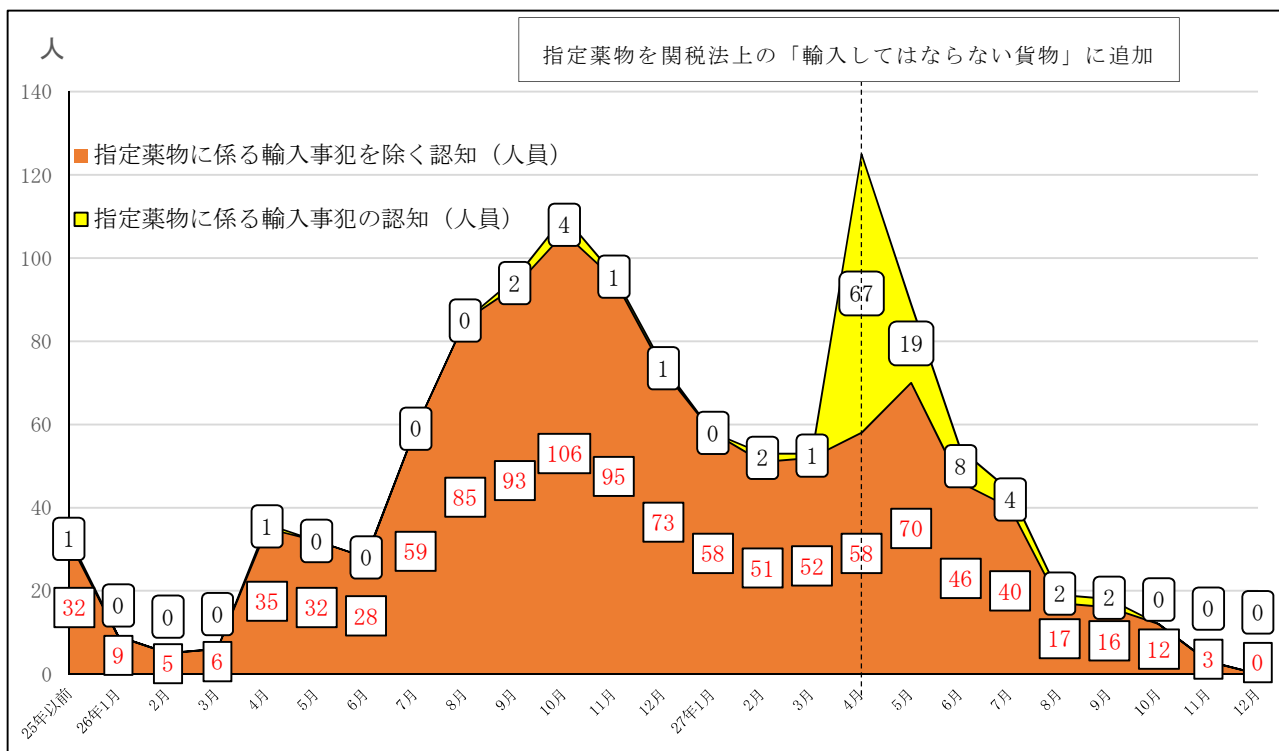
【コラム】危険ドラッグ事犯の認知状況

平成 27 年中の危険ドラッグ事犯検挙人員のうち、平成 26 年 12 月末までに認知したものは 668 人（構成比率 55.9%）、平成 27 年 1 月以降に認知したものは 528 人（構成比率 44.1%）となっている。

月別認知状況をみると、平成 26 年 10 月以降は基本的に減少してきており、危険ドラッグ街頭店舗が全て閉鎖となった平成 27 年 7 月以降は、その傾向が強まっている。

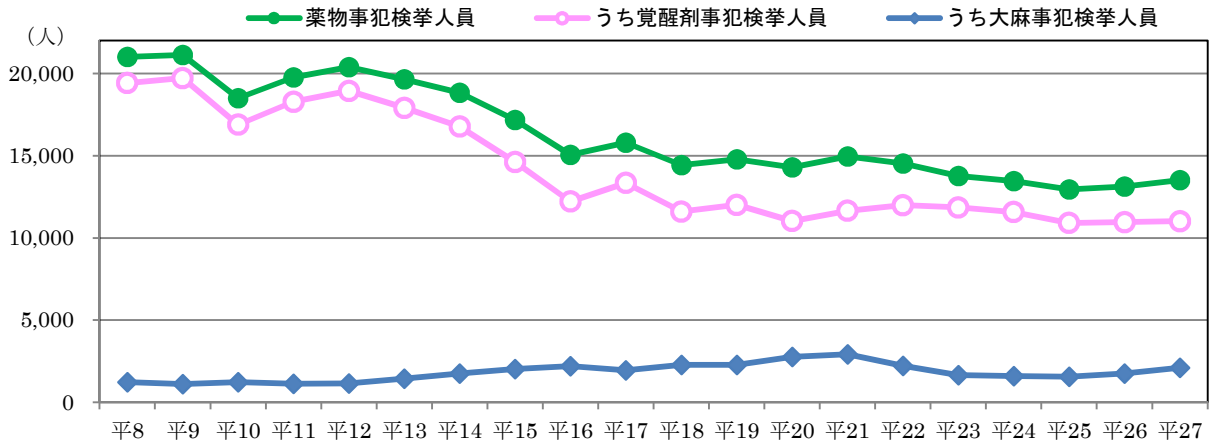
なお、平成 27 年 4 月から同年 5 月までの間に、指定薬物に係る輸入事犯の認知が急増したことに伴い、全体としての認知が一時的に多くなっているところ、その背景としては、同年 4 月に改正関税法の施行により指定薬物（医療等の用途に供するために輸入するものを除く。）が同法上の「輸入してはならない貨物」に追加され、指定薬物に係る輸入事犯に対する水際での摘発が強化されたことが挙げられる。

図 1-11 平成 27 年中の危険ドラッグ事犯検挙人員の月別認知状況



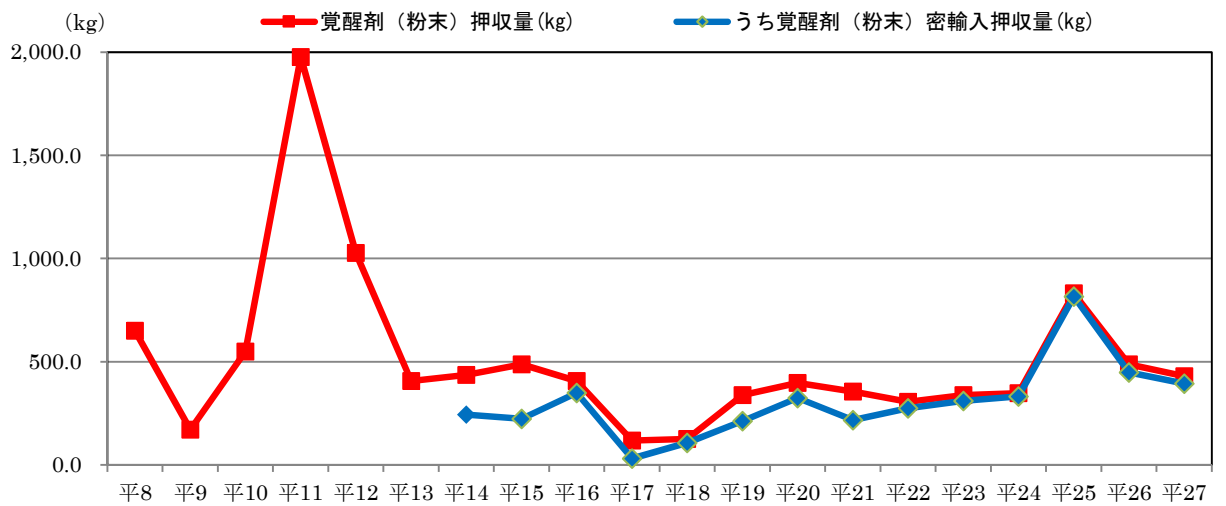
第6 参考資料

1 薬物事犯検挙状況の推移（平成8～27年）



区分	年別	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27
薬物事犯検挙人員		21,009	21,135	18,499	19,764	20,382	19,647	18,823	17,171	15,048	15,803	14,440	14,790	14,288	14,947	14,529	13,768	13,466	12,951	13,121	13,524
うち覚醒剤事犯検挙人員		19,420	19,722	16,888	18,285	18,942	17,912	16,771	14,624	12,220	13,346	11,606	12,009	11,025	11,655	11,993	11,852	11,577	10,909	10,958	11,022
うち大麻事犯検挙人員		1,228	1,104	1,236	1,124	1,151	1,450	1,748	2,032	2,209	1,941	2,288	2,271	2,758	2,920	2,216	1,648	1,603	1,555	1,761	2,101

2 覚醒剤押収量の推移（平成8～27年）



区分	年別	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27
覚醒剤（粉末）押収量(kg)		650.8	171.9	549.0	1,975.9	1,026.9	406.1	437.0	486.8	406.1	118.9	126.8	339.3	397.5	356.3	305.5	338.8	348.5	831.9	487.5	429.7
うち覚醒剤（粉末）密輸入押収量(kg)		-	-	-	-	-	-	243.5	223.8	350.0	32.2	106.8	213.1	324.3	217.9	275.5	310.7	332.2	816.1	448.0	394.6

第7 薬物事犯の検挙事例

1 覚醒剤事犯

(1) 覚醒剤密輸入事犯

○ リュックサック内に隠匿した中国来覚醒剤密輸入事件（2月、広島県警察）

中国から航空機に搭乗し、リュックサックの背当て部を加工して覚醒剤を隠匿して密輸入したドイツ人の男を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で逮捕するとともに、覚醒剤約3.0キログラムを押収した。

○ 金属製タンク内に隠匿したメキシコ来覚醒剤密輸入事件（3月、千葉県警察）

メキシコから航空貨物を利用し、金属製タンクに覚醒剤を隠匿して密輸入したメキシコ人の男ら4人を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）等で逮捕するとともに、覚醒剤約44.2キログラムを押収した。

○ パソコン用冷却クーラー内に隠匿した中国来覚醒剤密輸入事件（4月、大阪府警察）

中国から国際宅配貨物を利用し、パソコン用冷却クーラーに覚醒剤を隠匿して密輸入した中国（台湾）人の男ら3人を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）等で逮捕するとともに、覚醒剤約8.1キログラムを押収した。

○ スピーカー内に隠匿した香港来覚醒剤密輸入事件（6月、愛知県警察）

香港から航空機に搭乗し、スピーカーに覚醒剤を隠匿して密輸入した日本人の男を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）等で逮捕するとともに、覚醒剤約4.4キログラムを押収した。

○ ハンドバッグ内に隠匿したタイ来覚醒剤密輸入事件（9月、広島県警察、警視庁）

タイから航空貨物を利用し、ハンドバッグに覚醒剤を隠匿して密輸入したナイジェリア人の男ら3人を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）等で逮捕するとともに、覚醒剤約2.0キログラムを押収した。

○ テキーラボトル内に隠匿したメキシコ来覚醒剤水溶液密輸入事件（10月、千葉県警察、神奈川県警察）

メキシコから海上貨物を利用し、テキーラボトルに覚醒剤を含有した水溶液を隠匿して密輸入したメキシコ人の男ら5人を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）等で逮捕するとともに、覚醒剤約171.2キログラムを押収した。

- **リュックサック内に隠匿したマカオ来覚醒剤密輸入事件（10月、大阪府警察）**
マカオから航空機に搭乗し、リュックサックの背当て部を加工して覚醒剤を隠匿して密輸入したドイツ人の男を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で逮捕するとともに、覚醒剤約1.5キログラムを押収した。

- **コーヒー袋内に隠匿したウガンダ来覚醒剤密輸入事件（11月、警視庁）**
ウガンダから航空機に搭乗し、スーツケース内のコーヒー袋に覚醒剤を隠匿して密輸入したウガンダ人の男を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で逮捕するとともに、覚醒剤約20.5キログラムを押収した。

- **お茶袋内に隠匿した台湾来覚醒剤密輸入事件（12月、千葉県警察）**
台湾から航空機に搭乗し、スーツケース及びリュックサック内のお茶袋様のアルミパックに覚醒剤を隠匿して密輸入した中国（台湾）人の男を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で逮捕するとともに、覚醒剤約14.9キログラムを押収した。

(2) 覚醒剤密売事犯

- **稲川会傘下組織組長らによる組織的覚醒剤密売事件（6月、千葉県警察）**
平成27年6月までに、関東を中心に広域的に覚醒剤等を密売していた稲川会傘下組織組長ら7人を麻薬特例法違反等で逮捕するとともに、同組長らから覚醒剤を購入するなどした密売客ら24人を覚せい剤取締法違反（所持）等で逮捕し、同組織の密売ルートを壊滅した。

- **六代目山口組傘下組織関係者らによる組織的覚醒剤密売事件（10月、兵庫県警察）**
平成27年10月までに、近畿を中心に広域的に覚醒剤等を密売していた六代目山口組傘下組織関係者ら11人を覚せい剤取締法違反（営利目的譲渡）等で逮捕するとともに、同関係者らから覚醒剤を購入するなどした密売客ら11人を覚せい剤取締法違反（所持）等で逮捕し、同組織の密売ルートを壊滅した。

- **イラン人による組織的覚醒剤密売事件（10月、愛知県警察）**
名古屋市内を中心に覚醒剤等を密売していたイラン人の男2人を覚せい剤取締法違反（営利目的譲渡）等で逮捕した。同男1人が使用していた携帯電話には、平成27年7月から9月までの間に50人以上の密売客とやりとりしたとみられる記録が確認された。

○ **三代目俠道会傘下組織幹部らによる組織的覚醒剤密売事件(12月、高知県警察)**

平成27年12月までに、四国を中心に広域的に覚醒剤等を密売していた三代目俠道会傘下組織幹部ら5人を麻薬特例法違反等で逮捕するとともに、同幹部らから覚醒剤を購入するなどした密売客ら23人を覚せい剤取締法違反(所持)等で逮捕し、同組織の密売ルートを壊滅した。

2 大麻事犯

(1) 大麻密輸入事犯

○ **まな板内に隠匿した米国来大麻樹脂密輸入事件(7月、兵庫県警察)**

米国から国際小包郵便を利用し、まな板に大麻樹脂を隠匿して密輸入した日本人の男ら3人を、平成27年7月までに大麻取締法違反(営利目的輸入)で逮捕するとともに、大麻樹脂約1.0キログラムを押収した。

○ **米軍基地を利用したカナダ来乾燥大麻密輸入事件(9月、警視庁)**

カナダから米軍横田基地に郵送して乾燥大麻を密輸入した日本人の女ら2人を大麻取締法違反(営利目的輸入)で逮捕するとともに、乾燥大麻約1.7キログラムを押収した。

○ **リュックサック内に隠匿した米国来乾燥大麻密輸入事件(10月、千葉県警察)**

米国から航空機に搭乗し、リュックサックに乾燥大麻を隠匿して密輸入した米国人の男を大麻取締法違反(輸入)で逮捕するとともに、乾燥大麻約5グラムを押収した。同男は「大麻は米国コロラド州の販売店で合法に購入した」などと供述した。

○ **若者グループによる米国来大麻樹脂密輸入事件(11月、千葉県警察)**

米国から航空機に搭乗し、ラップに包まれた大麻樹脂を嚥下して体内に隠匿し密輸入した20歳代の日本人の男4人を大麻取締法違反(営利目的輸入)で逮捕するとともに、大麻樹脂約391グラムを押収した。

(2) 大麻所持事犯

○ **高校生を中心としたグループによる大麻所持事件(9月、京都府警察)**

高校生を中心とした2つの大麻乱用グループを摘発し、平成27年9月までに、大麻草又は乾燥大麻を所持するなどした男子高校生ら7人を大麻取締法違反(所持)等で検挙するとともに、少年10人を補導した。

(3) 大麻栽培事犯

○ ベトナム人による大麻栽培事件（10月、兵庫県警察）

一戸建ての民家2軒を改装してそれぞれ大麻草を栽培していたベトナム人の男2人を、平成27年10月までに大麻取締法違反（営利目的栽培）で逮捕するとともに、大麻草279本及び乾燥大麻約100グラムを押収した。

○ 住吉会傘下組織組長らによる大麻栽培事件（12月、茨城県警察）

性風俗店舗であった建物及び雑居ビルを改装して大麻草を栽培していた住吉会傘下組織組長ら3人を、平成27年12月までに大麻取締法違反（営利目的栽培）等で逮捕するとともに、大麻草62本を押収した。

3 危険ドラッグ事犯

(1) 危険ドラッグに係る密輸入事犯

○ 航空小包郵便を利用した米国来指定薬物密輸入事件（6月、千葉県警察）

ウェブサイトで購入し米国から航空小包郵便物を利用して、指定薬物である亜硝酸イソブチルを含有する液体を密輸入した日本人の男を、平成27年6月までに医薬品医療機器法違反（指定薬物の輸入）等で逮捕するとともに、「RUSH」等と表記された小瓶11本を押収した。

○ 航空通常郵便を利用したチェコ来指定薬物密輸入事件（8月、神奈川県警察）

ウェブサイトで購入しチェコから航空通常郵便物を利用して、指定薬物である亜硝酸イソプロピル等を含有する液体を密輸入した日本人の男を、平成27年8月までに医薬品医療機器法違反（指定薬物の輸入）等で逮捕するとともに、「RUSH」等と表記された小瓶15本を押収した。

○ ポストンバッグ内に隠匿した中国来指定薬物密輸入事件（11月、茨城県警察）

中国から航空機に搭乗し、ポストンバッグに指定薬物である亜硝酸イソブチルを含有する液体を隠匿して密輸入した中国人の男を医薬品医療機器法違反（指定薬物の輸入）で逮捕するとともに、「RUSH」と表記された小瓶72本を押収した。その後、自宅からも43本を押収した。

(2) 危険ドラッグに係る販売事犯

○ ウェブサイトを利用した危険ドラッグ販売事件（11月、千葉県警察）

ウェブサイトに掲載した電話番号で注文を受け付けるなどし、千葉県内を中心に広域的に麻薬である通称5F-QUPIC等を含む植物片を販売していた日本人の男ら7人を、平成27年11月までに麻薬及び向精神薬取締法違反（営利目的譲渡）等で逮捕した。

○ ウェブサイトを利用した危険ドラッグ販売事件（12月、神奈川県警察、愛知県警察、静岡県警察）

ウェブサイト上で注文を受け付け、郵送で広域的に指定薬物である通称AB-CHMINACA等を含む植物片を販売していた日本人の男ら8人を、平成27年12月までに医薬品医療機器法違反（業としての指定薬物の販売）等で逮捕した。

○ 短文投稿サイトを利用した危険ドラッグ販売事件（12月、京都府警察）

短文投稿サイト上に書き込みを行い、連絡してきた客に郵送するなどして指定薬物である通称 α -PHP等を含む粉末を販売していた日本人の男2人を、平成27年12月までに医薬品医療機器法違反（業としての指定薬物の販売）等で逮捕した。

第2章 銃器情勢

平成27年における銃器情勢の特徴としては、以下のことが挙げられる。

1 銃器発砲事件数は、平成20年に年間50件を下回って以降、引き続き低水準で推移しており、平成27年は、前年までにみられた銃器発砲を伴う対立抗争事件が発生しなかったこともあり、8件（前年比-24件）と過去最少となった。

2 拳銃の押収丁数は383丁（前年比-23丁、-5.7%）で、このうち暴力団からの押収丁数は63丁（前年比-41丁、-39.4%）と過去最少となった。

その一方で、六代目山口組の分裂等昨今の情勢を踏まえると、引き続き警戒が必要である。

上記のとおり、依然として、平穏な市民生活に対する重大な脅威となる銃器発砲事件が発生しているほか、暴力団による組織防衛や隠匿の巧妙化・分散化等、潜在化傾向を強めていることから、暴力団が管理する拳銃の摘発に向け、各種情報収集活動を強化することとしている。

第1 銃器犯罪情勢

1 銃器発砲事件の発生状況

(1) 銃器発砲事件の発生状況

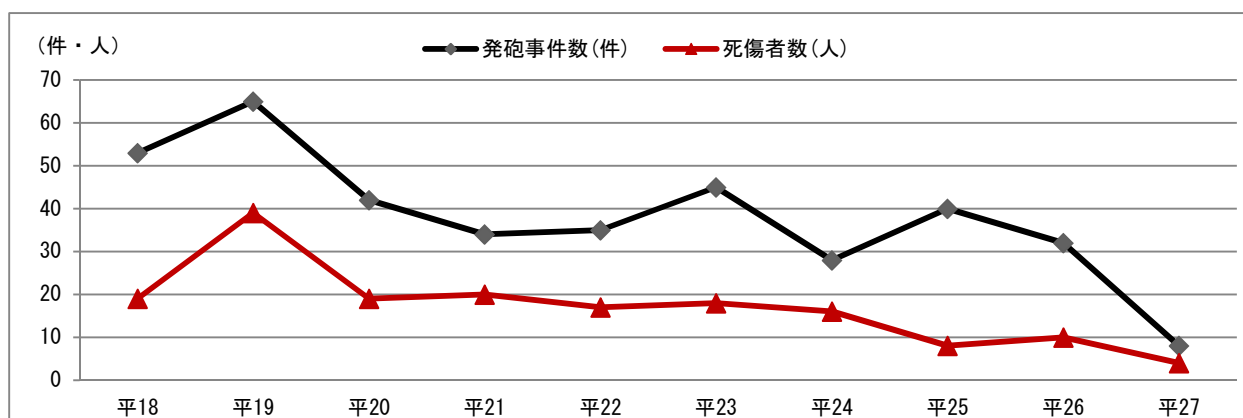
銃器発砲事件※の発生件数は8件（前年比-24件）であり、そのすべてが暴力団等によるとみられるものとなっている。

銃器発砲事件による死傷者数は4人（前年比-6人）であり、そのすべてが暴力団構成員等となっている。死傷者数のうち、死者数は1人（前年比-5人）、負傷者数は3人（前年比-1人）である。

銃器発砲事件による死傷者数は近年減少傾向にあるものの、暴力団等によるとみられるものが多数を占める傾向が続いており、また、繁華街や住宅街における拳銃を使用した凶悪な犯罪も後を絶たないことから、引き続き警戒が必要である。

※銃器発砲事件とは、銃砲を使用して金属性弾丸を発射することにより、人の死傷、物の損壊等の被害が発生したものと及びそのおそれがあったものをいう（過失及び自殺を除く）。

図表 2-1 銃器発砲事件及び死傷者の推移



区分	年別	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27
発砲事件数	発砲事件数	53	65	42	34	35	45	28	40	32	8
	うち暴力団等	36	41	32	22	17	33	25	35	19	8
	構成比率(%)	67.9	63.1	76.2	64.7	48.6	73.3	89.3	87.5	59.4	100.0
	うちその他・不明	17	24	10	12	18	12	3	5	13	0
死傷者数	死傷者数	19	39	19	20	17	18	16	8	10	4
	死者数	2	21	10	7	11	8	4	6	6	1
	うち暴力団構成員等	1	11	8	4	3	2	3	1	0	1
	構成比率(%)	50.0	52.4	80.0	57.1	27.3	25.0	75.0	16.7	0.0	100.0
	負傷者数	17	18	9	13	6	10	12	2	4	3
	うち暴力団構成員等	7	5	4	5	3	5	7	2	3	3
構成比率(%)	41.2	27.8	44.4	38.5	50.0	50.0	58.3	100.0	75.0	100.0	

注: 「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件数を含む。

(2) 銃種別の発生状況

銃種別でみると、銃器発砲事件（8件）の全てで拳銃が使用された。

表2-1 銃器発砲事件の銃種別内訳

区分	年別	平23	平24	平25	平26	平27
発砲件数	発砲件数	45	28	40	32	8
	拳銃	40	27	39	27	8
	猟銃等	5	1	1	5	0
	小銃等	0	0	0	0	0
	その他・不明	0	0	0	0	0

注1: 「猟銃等」とは、散弾銃、ライフル銃、空気銃及び準空気銃をいう。

注2: 「小銃等」とは、小銃、機関銃及び砲をいう。

2 銃器使用事件の認知状況

銃器使用事件※の認知件数は減少傾向で推移しており、平成 27 年は 110 件（前年比－37 件、－25.2%）となっている。

罪種別でみると、殺人が 5 件（前年比－10 件）、強盗が 17 件（前年比－9 件）、その他が 88 件（前年比－18 件）となっている。

※銃器使用事件とは、犯罪供用物として銃砲及び銃砲様のものを使用した事件をいう。

表2-2 銃器使用事件の認知件数

区分		年別	平23	平24	平25	平26	平27
銃器及び銃器様のもの			180	153	127	147	110
拳銃及び拳銃様のもの			100	91	73	82	58
殺人	銃器		19	17	13	15	5
	拳銃及び拳銃様のもの		17	15	11	12	5
強盗	銃器		44	44	16	26	17
	拳銃及び拳銃様のもの		37	40	14	26	16
その他	銃器		117	92	98	106	88
	拳銃及び拳銃様のもの		46	36	48	44	37

注：殺人及び強盗には、未遂及び予備を含む。

第2 銃器事犯取締状況

1 拳銃の押収状況

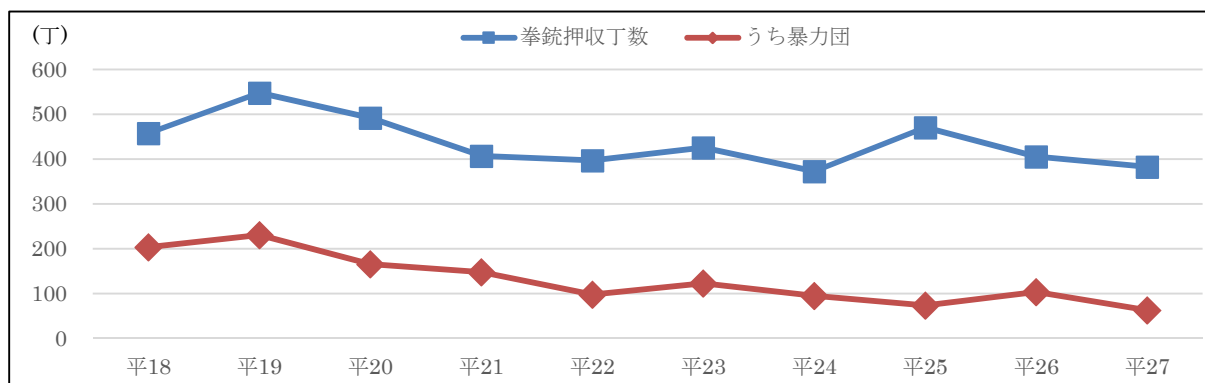
(1) 拳銃の押収状況

拳銃の押収丁数は、暴力団からの押収を含めて、長期的には減少傾向にあり、平成 27 年は 383 丁（前年比－23 丁、－5.7%）で、このうち、真正拳銃は 340 丁（前年比－39 丁、－10.3%、うち密造拳銃 21 丁）、改造拳銃は 43 丁（前年比＋16 丁、＋59.3%）となっている。

暴力団から押収した拳銃は 63 丁（前年比－41 丁、－39.4%）であり、組織別でみると、六代目山口組が 16 丁（構成比率 25.4%）、平成 27 年 8 月末に結成された神戸山口組が 4 丁（構成比率 6.3%）、稲川会が 8 丁（構成比率 12.7%）、住吉会が 10 丁（構成比率 15.9%）、その他が 25 丁（構成比率 39.7%）となっている。これまでに押収された拳銃の隠匿方法をみると、暴力団構成員等ではない知人宅に隠匿、業務用倉庫に隠匿、自動車内に隠匿、土中に隠匿するなど、隠匿の巧妙化・分散化がみられる。

暴力団以外から押収した拳銃 320 丁のうち、真正拳銃は 284 丁であり、このうち旧軍用拳銃が 88 丁（構成比率 31.0%）となっている。

図表 2-2 拳銃の押収状況の推移



区分	年別	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27
押収丁数	暴力団	204	231	166	148	98	123	95	74	104	63
	構成比率(%)	44.5	42.2	33.7	36.4	24.7	28.9	25.5	15.7	25.6	16.4
	(組織別)										
	六代目山口組	103	83	84	69	45	55	58	37	31	16
	構成比率(%)	50.5	35.9	50.6	46.6	45.9	44.7	61.1	50.0	29.8	25.4
	神戸山口組	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
	構成比率(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6.3
	稲川会	45	25	22	13	13	17	4	9	11	8
	構成比率(%)	22.1	10.8	13.3	8.8	13.3	13.8	4.2	12.2	10.6	12.7
	住吉会	24	24	23	29	19	13	14	11	12	10
	構成比率(%)	11.8	10.4	13.9	19.6	19.4	10.6	14.7	14.9	11.5	15.9
その他	32	99	37	37	21	38	19	17	50	25	
構成比率(%)	15.7	42.9	22.3	25.0	21.4	30.9	20.0	23.0	48.1	39.7	
その他・不明	254	317	326	259	299	303	278	397	302	320	
構成比率(%)	55.5	57.8	66.3	63.6	75.3	71.1	74.5	84.3	74.4	83.6	

注：押収丁数に係る「暴力団」の欄は、暴力団からの拳銃押収丁数を示し、暴力団の管理と認められる拳銃の押収をいう。

(2) 拳銃の真正・改造別、名称別の押収状況

押収した真正拳銃 340 丁を製造国別で見ると、アメリカ製が 112 丁（構成比率 32.9%）と最も多く、次いで日本製が 66 丁（構成比率 19.4%）、以下、ベルギー製が 27 丁（構成比率 7.9%）、ドイツ製が 13 丁（構成比率 3.8%）、ロシア（旧ソ連を含む。）製が 9 丁（構成比率 2.6%）となっている。

また、真正拳銃の名称別で見ると、S & W が 35 丁（構成比率 10.3%）と最も多く、次いでブローニングが 19 丁（構成比率 5.6%）、トカレフ型が 9 丁（構成比率 2.6%）となっている。

表2-3 押収拳銃の真正・改造別内訳

区分		年別	平23	平24	平25	平26	平27
押収丁数			426	373	471	406	383
真正拳銃			375	309	332	379	340
構成比率(%)			88.0	82.8	70.5	93.3	88.8
(製造国別)	アメリカ		134	116	109	142	112
	中国		21	9	6	8	6
	フィリピン		13	6	8	10	8
	ロシア(旧ソ連)		14	12	9	10	9
	ブラジル		9	10	8	9	8
	ベルギー		32	29	32	30	27
	イタリア		2	10	5	8	6
	ドイツ		13	9	22	13	13
	スペイン		12	6	7	9	4
	日本		81	72	72	76	66
	その他		10	5	7	9	9
不明		34	25	47	55	72	
改造拳銃			51	64	139	27	43
構成比率(%)			12.0	17.2	29.5	6.7	11.2

注1:「真正拳銃」とは、拳銃機能(金属性弾丸を発射する機能)を有する目的で製造されたものをいう。

注2:「改造拳銃」とは、模擬銃器や玩具の拳銃等に加工を施すことによって拳銃にしたものをいう。

表2-4 押収した真正拳銃の名称別内訳

区分		年別	平23	平24	平25	平26	平27
真正拳銃の押収丁数			375	309	332	379	340
トカレフ型	主に中国製		29	9	11	12	9
S&W	主にアメリカ製		41	39	28	32	35
パルティック	フィリピン製		8	4	9	6	3
ブローニング	ベルギー製		22	20	25	22	19
マカロフ型	主にロシア製		9	12	8	11	6
ロッシ	ブラジル製		1	5	3	4	2
その他			265	220	248	292	266

(3) インターネット関連の拳銃押収状況

インターネットのオークションサイトや掲示板等を端緒として押収した拳銃の押収丁数は58丁(前年比+9丁、+18.4%)となっている。

表2-5 インターネット関連の拳銃押収状況

区分	年別	平23	平24	平25	平26	平27
押収丁数		24	63	132	49	58

(4) 拳銃110番報奨制度による拳銃の押収状況

「拳銃110番報奨制度」の架電数は1,977件であり、本通報を端緒とする拳銃の押収丁数は1丁、報奨金額は15万円となっている。

2 拳銃及び拳銃部品に係る銃砲刀剣類所持等取締法違反事件の検挙状況

検挙した銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）違反事件のうち、拳銃及び拳銃部品に係る検挙件数は144件（前年比－42件、－22.6%）、検挙人員は147人（前年比－36人、－19.7%）であり、このうち、暴力団構成員等が関与する事件の検挙件数は54件（前年比－20件、－27.0%）、検挙人員は60人（前年比－20人、－25.0%）となっている。

暴力団構成員等の検挙人員を組織別でみると、六代目山口組が23人（前年比－9人、構成比率38.3%）、神戸山口組が3人（構成比率5.0%）、稲川会が7人（前年比－5人、構成比率11.7%）、住吉会が11人（前年比＋5人、構成比率18.3%）となっており、これらで全体の73.3%を占めている。

表2-6 拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙状況

区分	年別	平23	平24	平25	平26	平27
検挙件数		164	157	175	186	144
	暴力団構成員等	94	68	82	74	54
	構成比率(%)	57.3	43.3	46.9	39.8	37.5
検挙人員		160	160	146	183	147
	暴力団構成員等	99	71	66	80	60
	構成比率(%)	61.9	44.4	45.2	43.7	40.8

区分	年別	平23	平24	平25	平26	平27
検挙件数		94	68	82	74	54
	六代目山口組	45	37	41	29	14
	構成比率(%)	47.9	54.4	50.0	39.2	25.9
	神戸山口組	-	-	-	-	7
	構成比率(%)	-	-	-	-	13.0
	稲川会	10	5	7	15	12
	構成比率(%)	10.6	7.4	8.5	20.3	22.2
	住吉会	13	12	14	14	8
	構成比率(%)	13.8	17.6	17.1	18.9	14.8
	その他	26	14	20	16	13
構成比率(%)	27.7	20.6	24.4	21.6	24.1	
検挙人員		99	71	66	80	60
	六代目山口組	51	40	35	32	23
	構成比率(%)	51.5	56.3	53.0	40.0	38.3
	神戸山口組	-	-	-	-	3
	構成比率(%)	-	-	-	-	5.0
	稲川会	9	6	5	12	7
	構成比率(%)	9.1	8.5	7.6	15.0	11.7
	住吉会	14	10	9	6	11
	構成比率(%)	14.1	14.1	13.6	7.5	18.3
	その他	25	15	17	30	16
構成比率(%)	25.3	21.1	25.8	37.5	26.7	

3 密輸入事件の摘発状況

拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件の検挙件数は7件（前年比+1件）、検挙人員は7人（前年比-2人）であり、密輸入事件に係る拳銃の押収丁数は5丁（前年比-3丁）となっている。

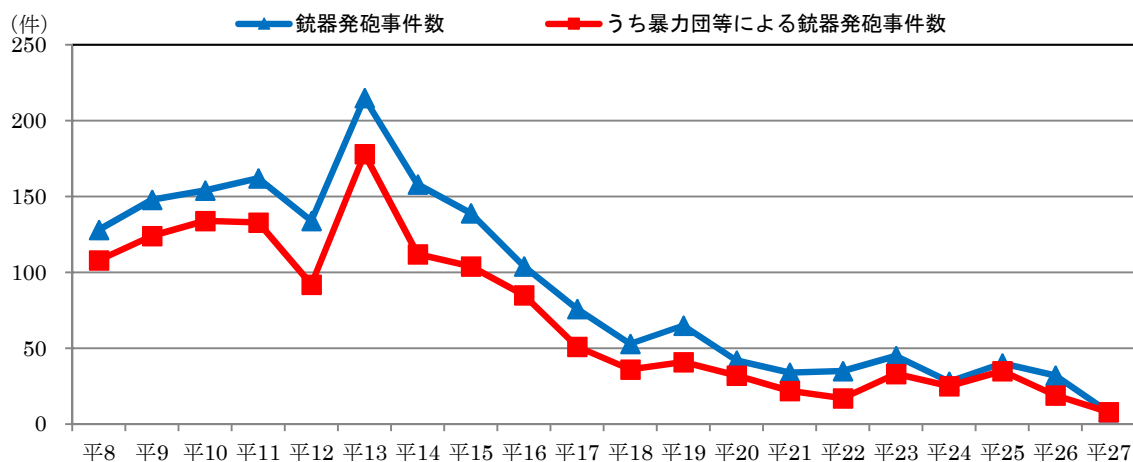
表2-7 拳銃等密輸入事件の摘発状況

区分	年別	平23	平24	平25	平26	平27
検挙件数		0	5	4	6	7
	暴力団構成員等	0	0	0	0	0
	拳銃密輸入事件	0	1	1	4	5
検挙人員		0	6	5	9	7
	暴力団構成員等	0	0	0	0	0
	拳銃密輸入事件	0	1	2	5	5
拳銃押収丁数		0	1	1	8	5
	暴力団	0	0	0	0	0

注： 検挙件数及び検挙人員には、拳銃密輸入事件（予備を含む。）のほか、拳銃部品及び実包のみの密輸入事件を含む。

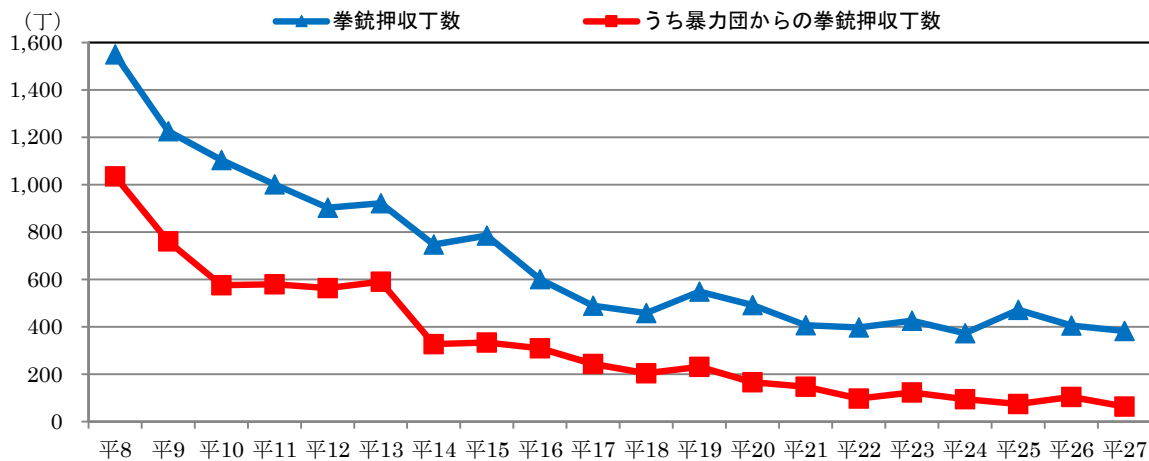
第3 参考資料

1 銃器発砲事件数の推移（平成8～27年）



区分	年別	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27
銃器発砲事件数		128	148	154	162	134	215	158	139	104	76	53	65	42	34	35	45	28	40	32	8
うち暴力団等による銃器発砲事件数		108	124	134	133	92	178	112	104	85	51	36	41	32	22	17	33	25	35	19	8

2 拳銃押収丁数の推移（平成8～27年）



区分	年別	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27
拳銃押収丁数		1,549	1,225	1,104	1,001	903	922	747	785	601	489	458	548	492	407	397	426	373	471	406	383
うち暴力団からの拳銃押収丁数		1,035	761	576	580	564	591	327	334	309	243	204	231	166	148	98	123	95	74	104	63

第4 銃器事犯の検挙事例

1 拳銃発砲事件

○ 稲川会傘下組織幹部による拳銃使用の殺人未遂等事件（3月、神奈川県警察）

稲川会傘下組織幹部がトラブルの相手方男性に対し拳銃を発砲した事件において、同組織幹部を殺人未遂罪及び銃刀法違反（拳銃発射）で逮捕するとともに、川底に遺棄された拳銃1丁を押収した。

○ 温泉施設における拳銃使用の殺人事件（10月、長野県警察）

暴力団関係者が温泉施設の玄関前で頭部を拳銃で撃たれて殺害された事件において、六代目山口組傘下組織幹部を殺人罪で逮捕した。

2 拳銃所持事件

○ 六代目山口組傘下組織幹部による拳銃所持事件（4月、大阪府警察）

六代目山口組傘下組織幹部宅を捜索し、拳銃3丁及び実包27個を押収したことから、同組織幹部を銃刀法違反（拳銃加重所持）で逮捕した。

○ 松葉会傘下組織組員による拳銃所持事件（5月、茨城県警察）

松葉会傘下組織組員の自宅を捜索し、拳銃1丁及び実包7個を押収したことから、同組織組員を銃刀法違反（拳銃加重所持）で逮捕した。

○ ガンマニアによる拳銃大量所持事件（5月、警視庁、静岡県警察、福岡県警察）

インターネットオークションに信号銃を出品していた古美術商の男の自宅を捜索し、拳銃11丁及び実包29個を押収したことから、同男を銃刀法違反（拳銃加重所持）で逮捕した。

○ 稲川会傘下組織幹部による拳銃所持事件（6月、警視庁）

稲川会傘下組織の関係先アパートを捜索し、拳銃1丁及び実包36個を押収したことから、同組織幹部及び組員を銃刀法違反（拳銃加重所持）で逮捕した。

○ 住吉会傘下組織組長による拳銃所持事件（6月、栃木県警察）

住吉会傘下組織組長の自宅兼事務所を捜索し、拳銃1丁及び実包5個を押収したことから、同組織組長を銃刀法違反（拳銃加重所持）で逮捕した。

○ **道仁会傘下組織幹部による拳銃所持事件（11月、福岡県警察、長崎県警察）**

道仁会傘下組織の事務所を捜索し、拳銃2丁及び実包14個を押収したことから、同組織幹部ら5人を銃刀法違反（拳銃加重所持）等で逮捕した。

3 拳銃密輸入事件

○ **貨物船を利用した米国来拳銃密輸入事件（5月、愛知県警察）**

米国において拳銃1丁を引っ越し荷物とともにこん包し、貨物船を利用して密輸入した日本人の男を銃刀法違反（拳銃輸入）等で逮捕した。その後、同男宅を捜索し、拳銃2丁を押収したことから、同男を銃刀法違反（拳銃複数所持）等で逮捕した。